

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月20日
【会社名】	株式会社GA technologies
【英訳名】	GA technologies Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 樋口 龍
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区広尾一丁目1番39号恵比寿プライムスクエア8階
【電話番号】	03-5468-7056
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 平川 秀年
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区広尾一丁目1番39号恵比寿プライムスクエア8階
【電話番号】	03-5468-7056
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 平川 秀年
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 1,086,300,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	600,000（注）2．	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

（注）1．平成30年6月20日開催の取締役会決議によっております。

- 発行数については、平成30年6月20日開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数であります。本有価証券届出書の対象とした募集（以下「本募集」という。）は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。なお、平成30年7月4日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
- 当社は、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）に対し、上記引受株式数のうち、31,100株を上限として、福利厚生を目的に、当社社員持株会（名称：GA technologies 社員持株会）を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株式等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。
- 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

平成30年7月13日に決定される予定の引受価額にて、当社と引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で本募集を行います。引受価額は平成30年7月4日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	600,000	1,086,300,000	-
計（総発行株式）	600,000	1,086,300,000	-

（注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

- 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。
- 有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,130円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は1,278,000,000円となります。
- 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2．ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注)1.	未定 (注)1.	未定 (注)2.	- (注)3.	100	自 平成30年7月18日(水) 至 平成30年7月23日(月)	未定 (注)4.	平成30年7月24日(火)

(注)1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成30年7月4日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年7月13日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成30年7月4日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成30年7月13日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額は資本組入れされません。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に自己株式の処分に対する払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成30年7月25日(水)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。

7. 申込み在先立ち、平成30年7月6日から平成30年7月12日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は自己株式の処分を中止いたします。

【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 渋谷支店	東京都渋谷区渋谷一丁目24番16号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、平成30年7月24日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市千代田区名駅四丁目7番1号		
藍澤証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目20番3号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
計	-	600,000	-

- (注) 1. 平成30年7月4日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(平成30年7月13日)に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,175,760,000	10,000,000	1,165,760,000

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,130円）を基礎として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額1,165,760千円については、以下の運転資金への充当を予定しています。

新規事業（クラウドファンディング事業）の開始

当社は、小規模不動産特定共同事業者（東京都知事(1)第1号）として、一般の投資家等から小口出資を受け、それを基にマンション等の不動産を取得し、賃料収入等を投資家に分配する事業（クラウドファンディング事業）を平成30年8月から開始する予定です。クラウドファンディング事業を手掛ける場合、ファンド運営期間中は対象資産が当社のバランスシートに計上されることから、一定程度の運転資金が必要となることが想定されます。現時点では、18,000千円程度の物件を年間複数回取得することを計画していることから、クラウドファンディング事業の開始に伴う運転資金の増加に対して、45,000千円（平成30年10月期5,000千円、平成31年10月期20,000千円、平成32年10月期20,000千円）を充当する予定です。

Renosy事業の拡大のための人件費

今後、既存事業であるRenosy事業を拡大すべく、ユーザーが利用するアプリ、Webサイトの機能を向上するために、開発人員を増加する予定です。そのため、採用費、人件費の増加に対して、115,000千円（平成30年10月期15,000千円、平成31年10月期50,000千円、平成32年10月期50,000千円）を充当する予定です。

広告宣伝費の拡大

当社のRenosy事業の拡大には、Renosyブランド及び当社自身の認知度向上が必要不可欠と考えています。そのため、今後もインターネットを含む各種媒体を通じた積極的な広告宣伝を行っていく方針です。具体的には、広告宣伝費として1,005,760千円（平成30年10月期140,000千円、平成31年10月期400,000千円、平成32年10月期465,760千円）を充当する予定です。

また、今回の資金調達により、自己資本比率等の財務内容が強化され、更なる資金調達能力の拡充が図られるものと考えております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における募集株式を含む当社普通株式について、株式会社SBI証券を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. ロックアップについて

本募集に関連して、当社取締役である樋口龍及び清水雅史、並びに株主である合同会社GGA及び株式会社TATERUは、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の平成31年1月20日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等は行わない旨合意しております。

また、当社株主であるみずほ成長支援第2号投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の平成30年10月22日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、その売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所における売却等は除く。)は行わない旨合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の平成31年1月20日までの期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、本募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第3【その他の記載事項】

自己株式処分届出目論見書に記載しようとする事項

- (1) 表紙及び裏表紙に当社の社章  GA TECHNOLOGIES を記載いたします。
- (2) 表紙の次に「1. 経営理念・ビジョン・価値観」～「7. 業績等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1. 経営理念・ビジョン・価値観

当社は、「テクノロジー×イノベーションで、人々に感動を。」という経営理念のもと、中古不動産に特化した流通プラットフォーム「Renosy(リノシー)」の運営を行っております。

当社では、“現状”や“常識”に囚われることなく、「ユーザーが未だ体験したことがない、世界を変えるようなサービスを常に追求し、社会に新しい価値を提供する」ことを目指して企業活動を行っております。

PHILOSOPHY **テクノロジー × イノベーションで、人々に感動を。**
経営理念

VISION **世界のトップ企業を創る。**
ビジョン

VALUE **WILL－意志の強さを原動力に、世界を変える**
価値観

世界を変える第一歩は、メンバー全員がチャレンジングな目標を掲げることです。

そして、目標は信念がなければ成し遂げられません。信念を貫く意志の強さを原動力に、世界を変えるインパクトを生み出していきます。

PROFESSIONAL－誠実なプロフェッショナルである

誠実なプロフェッショナルであることをメンバー全員が自覚しなければなりません。

常にベストプラクティスを探求する飽くなき向上心を持ち、自律成長する最高のチームを目指して終わりのなき挑戦を続けていきます。

WIN-X－“WIN”を何倍(X)にも拡張する

GA technologiesは、WIN-WINを2者間に止めてはならないと考えています。

プロダクトやサービスがステークホルダーに及ぼす影響力を強く認識し、高品質かつ洗練されたパフォーマンスを出すことで、“WIN”を何倍(X)にも拡張し続けていきます。

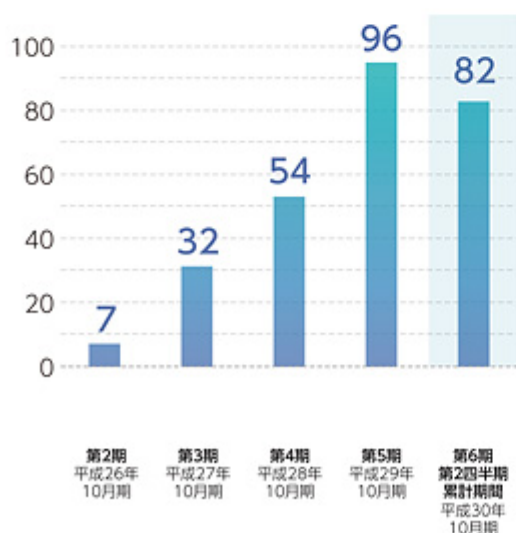
2. 業績推移

5期目(平成29年)から利益創出フェーズへ。

売上の伸びに比して販管費の伸びは抑制されており、今後は更なる利益拡大を企図しております。

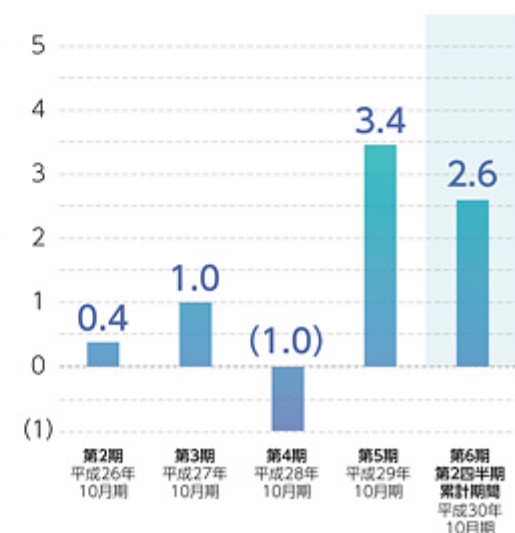
売上高

(億円)



経常利益

(億円)

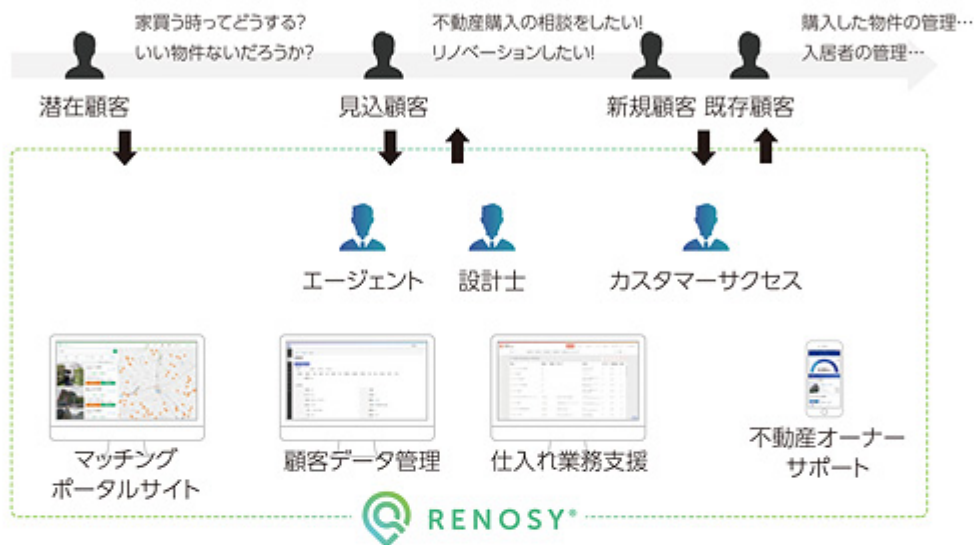


3. 事業の内容

テクノロジーとリアルを融合したワンストップ型中古不動産流通プラットフォーム「Renosy」

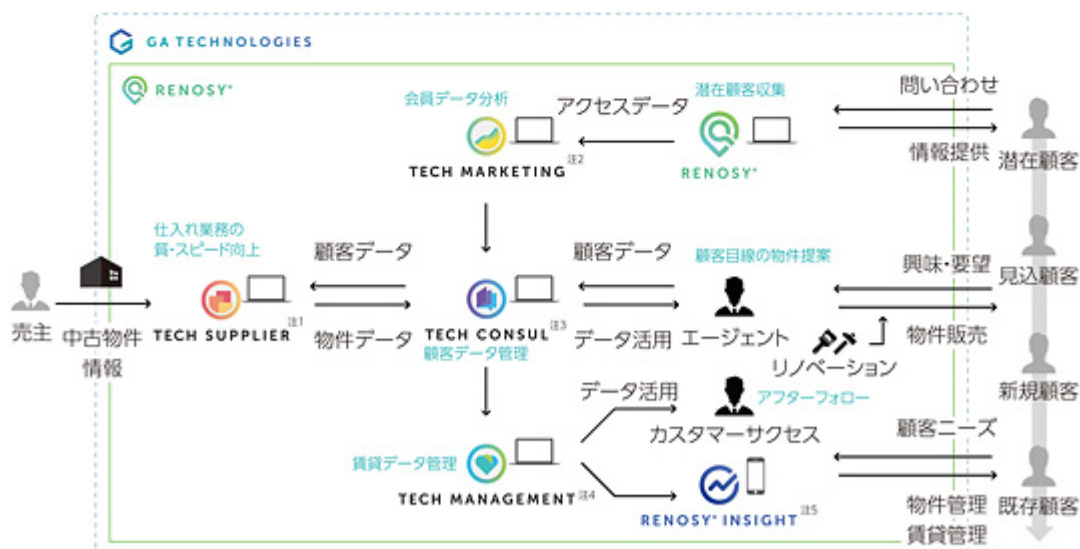
Renosyの主たる事業内容は以下の通りです。

- ・中古不動産のマッチング・ポータルサイト運営
- ・中古不動産流通プラットフォーム運営を支える業務支援システム開発
- ・会員向け情報提供・資産管理アプリの開発・運営



4. 事業系統図

Renosyの事業系統図は、以下の通りです。



- 注1) 物件情報を自動取得し、当該データを蓄積・管理のうえ、顧客向け物件を自動推薦する自社開発ツール
 注2) インターネット上に蓄積された様々なデータを管理・活用するためのDMP(Data Management Platform)
 注3) 顧客の属性や接触履歴を記録・管理し、顧客に応じた対応を可能とする自社開発CRM(Customer Relationship Management)
 注4) 賃貸データ管理を行うツール
 注5) 顧客専用のモバイル端末向け物件管理アプリケーション

5. 事業の特徴

Renosyの特徴は、① テクノロジーとリアル（不動産事業）との融合によるエンド・トゥー・エンド^{注1)}のサービス提供、② AI/RPA^{注2)}活用による高効率かつ科学的な業務運営が挙げられます。

① テクノロジーとリアル（不動産事業）との融合によるエンド・トゥー・エンドのサービス提供

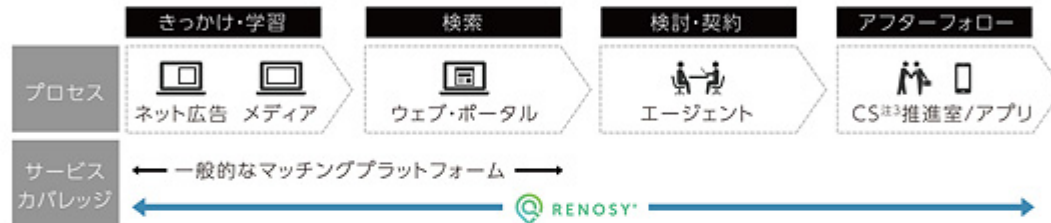
当社は、物件のマッチングに留まらず、顧客が満足度の高い取引を実際に成立させるまでを顧客の「成功」と定義し、顧客毎に異なる成功の実現に至る一連のプロセスにおいて自社のエージェント（販売担当者）を介在させたエンド・トゥー・エンドのサービス提供を行っております。

一般的なマッチングプラットフォーム

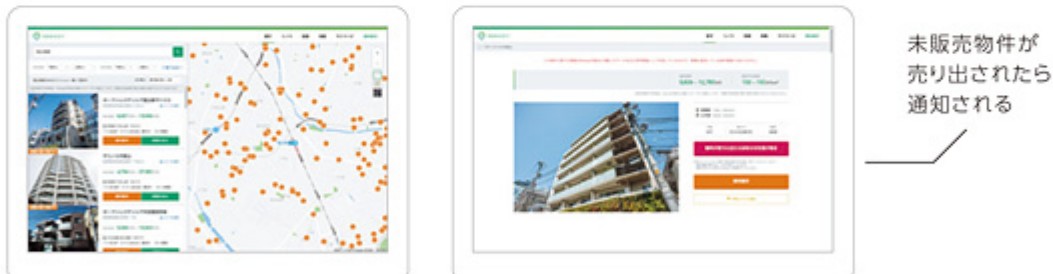
Renosyが提案するベストプラクティス



当社が考えるエンド・トゥー・エンドのサービス提供



当社が運営するプラットフォームには、当社が自ら仕入れた物件を含む豊富なマンション情報を掲載しており、当社は、これら物件と物件購入を希望する買い手との間において速やかに取引を成立させる仕組み（マッチング機能）を提供しております。



未販売物件データも見る事ができる
物件カタログ

様々な角度の情報で物件の判断ができる

掲載物件数（平成30.2.19時点）

39,871 件

東京・千葉・神奈川・埼玉・大阪・京都・
兵庫・愛知・岐阜・三重・滋賀・和歌山・奈良

東京23区

15,535 件



注1) 物件やそれに付随する情報の収集から契約締結、購入後のアフターフォローまで、すなわち「端から端まで」の意味

注2) Robotic Process Automation (ロボティック プロセス オートメーション)の略で、人の手を介して行われている業務をルールエンジンや機械学習等の技術を活用したソフトウェアやシステムを通じて自動化する仕組みや取り組み

注3) Customer Success(カスタマー・サクセス)の略で、顧客の満足度向上に資するサポート・サービスを提供するという概念

② AI/RPA活用による高効率かつ科学的な業務運営

当社は、アプリやウェブ・ポータル、インターネット広告、接客面談等の様々な顧客接点を通じて得られる顧客データを自社開発システム「Tech Series」^{注1)}に集約し活用することで、不動産売買に係る一連の業務を自動化・効率化しております。

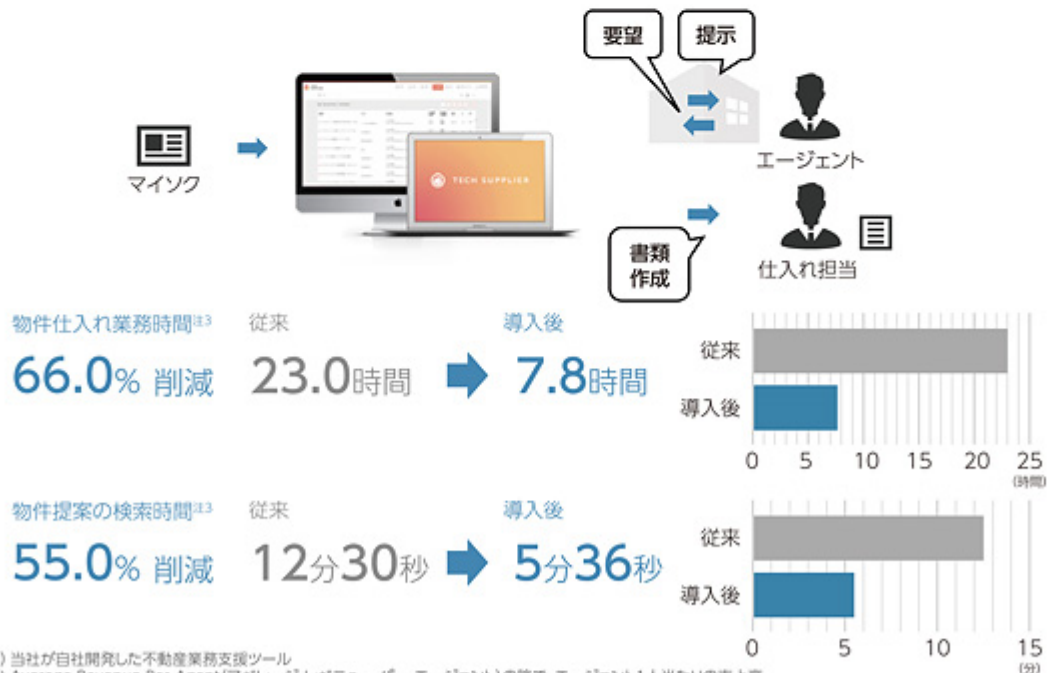
②-1. 自社開発顧客情報管理ツール Tech Consul(テックコンサル)

自社開発CRMである「Tech Consul」においては、過去の取引実績から各銀行のローン審査基準を設定し、登録された顧客属性から最適な金融機関と与信枠を自動的にシミュレーションしたり、手間を要する提案書類・契約書類を登録済みデータから自動出力したりすることで1契約当たりの業務時間を大幅に短縮し、結果としてARPA^{注2)}を着実に上昇させております。



②-2. 自社開発仕入れ業務支援ツール Tech Supplier(テックサプライヤー)

自社開発した仕入れ物件管理システム「Tech Supplier」においては、当該システムが仕入れから売却に至る期間の短い過去の取扱物件情報等を教師データ^{注4)}として学習し、日々大量に発生する物件情報の中から、優良物件を推薦することで効率よく仕入れを行ったり、深層学習^{注5)}を用いたマイソク^{注6)}の自動識別や画像認識技術による文字情報の自動読取においてRPA活用を行ったりしています。



注1) 当社が自社開発した不動産業務支援ツール

注2) Average Revenue Per Agent(アベレージ レベニュー パー エージェント)の略で、エージェント1人当たりの売上高

注3) 当社調べ(平成29年12月時点)

注4) 入力されたデータに対して適切な回答を出力できるよう、人工知能を訓練するためのデータ

注5) 脳神経回路を模して開発された機械学習アルゴリズムであるニューラルネットワークの中でも、特に回路を構成するニューロンの数が大規模なものを指す

注6) 物件概要、物件写真、間取り図、地図などをまとめた資料

当社が活用するAIテクノロジー

価格・家賃推定モジュール（ヘドニックアプローチ^{※1}）

物件や地域の属性、取引履歴、金利などの時系列データに対し、ヘドニックアプローチに基づいた回帰分析を行うことで、過去から現在までの価格・家賃を推定。購入者の意思決定を支援

物件レコメンドモジュール（ランキング学習^{※2}）

当社エーเจントの検索操作履歴に対してランキング学習を行い、エーเจントがお客さまへの提案に用いそうな物件を上位に表示。検索の効率化と提案品質のバラツキを低減

自動読取・画像解析モジュール

OCR^{※3}を活用した不動産広告の文字情報自動読取や、CNN^{※4}(Convolutional Neural Network)を用いた物件写真・間取り図の良し悪しの自動判定などを行うことで、様々な角度から物件情報をデジタル化

優良物件スクリーニングモジュール

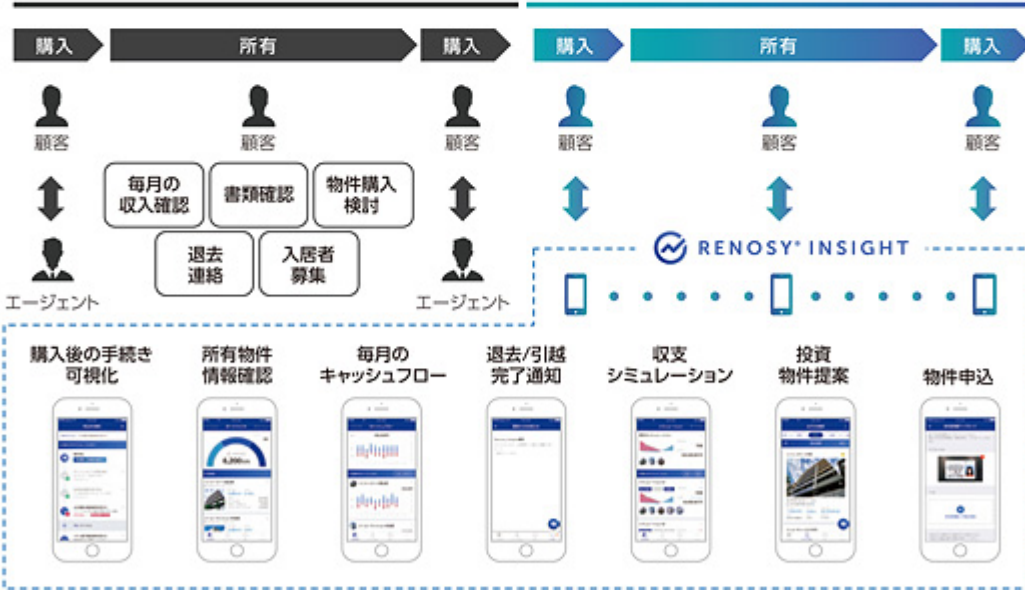
当社の過去の取引履歴を含む大量のデータを入力情報として、Semi-supervised learning^{※5}を用いた学習を行うことで、比較的早期に取引が成立する蓋然性の高い物件のスクリーニングを実現。仕入れ業務の効率化や品質のバラツキ低減に寄与。一般的には扱いの難しい“Unlabeled”データ^{※6}を活用した高精度化を達成

不動産オーナーサポートアプリ

従来、人の手を介して行っていた不動産購入後のやりとりを全てアプリで円滑にし、不動産所有に係る様々な手間の簡素化と不動産所有者の利便性の向上に寄与しています。

従来の顧客への対応

Renosy Insightが提案するベストプラクティス



注1) 財(当社の場合は物件)がいくつかの属性(例えば立地・建物・販売方法等)の集合で説明されるという考え方に基づいて価格を予測する方法

注2) 教師あり機械学習の一手法。検索結果のランキングを最適化する手法

注3) Optical Character Recognitionの略で、手書き文字・印刷された文字をスキャナ等で読み取り、コンピュータが利用できるデジタルの文字コードに変換する技術

注4) 画像処理の世界で広く使われる畳み込み積分(Convolution)を取り扱えるようにした深層学習の一手法

注5) 半教師あり学習のこと。通常の学習では全ての学習データに対してそのデータがどのクラスに属するかというラベルが付されているが、半教師あり学習では

一部のデータにラベルが付されていない

注6) Semi-supervised learningのラベルが付されていないデータ

6. 事業の展望

① UI/UX^{注1)}の質向上

[Renosy]事業では、物件のマッチングに留まらず、顧客が満足度の高い取引を実際に成立させるまでを顧客の「成功」と定義し、顧客毎に異なる成功の実現に至る一連のプロセスにおいて自社のエージェントを介在させたエンド・トゥー・エンドのサービス提供を行っております。

これにより、一般的なウェブ・ポータル運営に特化した企業では獲得し得ない顧客情報（ラスト・ワンマイル情報^{注2)}）を蓄積し、当該データを顧客属性に応じた物件情報の取得・推薦、マーケティング、サービス設計といった様々な局面に活用しております。

今後も、データサイエンティスト^{注3)}、エンジニア、デザイナー、CS等々のプロフェッショナル人材の知見を結集し、顧客から得られる一次情報を最大限有効に活用することで、顧客志向に基づくUI/UXの不断の改善を推進してまいります。

② Renosyの認知度向上

プラットフォーム事業は、多くのユーザーが集うほどその魅力が一層高まり、結果としてより多くのサービスや付加価値を提供できるビジネスモデルであると認識しております。

そのためには、UI/UXの改善に加えて、オウンドメディア^{注4)}の充実や広告宣伝等、積極的な認知度向上策を並行して進めてまいります。

③ 自社開発業務支援システムの他社への提供

当社は、不動産事業に係る業務支援システムを自社にて開発・運用しており、結果として業務効率化・生産性向上を実現しています。

将来的にはこれらをパートナー各社に提供することを通じてデータ蓄積速度を加速し、既存サービスの質向上や新規サービスに活用していくことも展望しています。

④ 不動産クラウドファンディング事業^{注5)}の推進

当社は、平成29年12月に施行された不動産特定共同事業法（平成29年改正不特法）に基づき、エクイティ型のクラウドファンディング事業を展開することを計画しております。

低金利かつ年金不安が高まる時代にあって、当社は、クラウドファンディング事業を通じて、これまで限られた属性の者のみがアクセス可能であった不動産投資市場^{注6)}において、幅広い属性の個人に対して魅力ある資産運用商品を提供してまいります。

⑤ データ収集のための顧客との接点の拡大

当社が手掛ける中古不動産流通プラットフォーム事業は、高属性な顧客データの蓄積と親和性が高く、当該データをより一層拡充していくことは、当社の競争優位性の確保に大いに資するものと考えています。

そのような観点から、当社のプラットフォーム事業の強化に繋がる様々なサービスを展開し、顧客との接点を拡大してまいります。

注1) UIはUser Interface(ユーザーインターフェース)の略でありサービス又は製品がユーザーと接する部分
UXはUser Experience(ユーザーエクスペリエンス)の略であり、ユーザーがサービス又は製品を通して得られる体験
注2) 実際に顧客対応することを通じて得られる情報。具体的には顧客の属性や嗜好、購入に係る意思決定情報等を指す
注3) 大量のデータを分析し、その結果をビジネスに活用する役割を担う職種の者
注4) 当社が運営するインターネット上のメディア
注5) 当社の取り組むクラウドファンディング事業は、中古区分マンションを小口化し、共有持ち分として複数の会員から出資を募り、その賃貸運用収益及び売却益を配当として会員に分配することを想定
注6) マンション投資は金融機関からの借入金を活用することが一般的であるが、借入可能な属性の者は限定的。投資対象を小口化することで借入を行わずとも市場への参画が可能となる。例えば資本金1億円以上の企業に勤める常用雇用者数は全人口の約12%(総務省統計局「平成26年経済センサス」(人口推計))だが、仮にこれを投資用ローン活用可能な属性の者と定義すると、小口化はその他大勢への投資機会を提供するものである

7. 業績等の推移

提出会社の経営指標等

(単位：千円)

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期 第2四半期
決算年月	平成25年10月	平成26年10月	平成27年10月	平成28年10月	平成29年10月	平成30年4月
売上高	179,010	703,722	3,186,950	5,373,624	9,557,609	8,159,981
経常利益又は経常損失(△)	60,498	40,671	103,763	△102,099	336,265	264,251
当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)	33,904	27,098	43,379	△133,277	258,828	171,180
持分法を適用した場合の投資利益	-	-	-	-	-	-
資本金	10,000	10,000	10,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数						
普通株式(株)	142	142	200,000	212,569	212,569	4,251,380
A種類株式	58	58	-	-	-	-
純資産額	43,904	71,002	63,981	14,992	336,617	823,205
総資産額	86,971	144,398	297,022	722,839	998,344	1,958,625
1株当たり純資産額(円)	219,522.70	355,014.38	357.44	4.53	97.48	-
1株当たり配当額(円)	-	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)(円)	169,522.70	135,491.68	220.55	△41.38	77.35	47.63
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額(円)	-	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	50.5	49.2	21.5	2.1	33.6	42.0
自己資本利益率(%)	125.8	47.2	64.3	-	147.6	-
株価収益率(倍)	-	-	-	-	-	-
配当性向(%)	-	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	△163,620	467,425	134,474
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	△95,986	△128,516	△166,480
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	413,947	△162,125	660,733
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	-	-	-	279,318	456,102	1,084,829
従業員数(人)	17	23	36	72	109	-

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有しておりませんので、記載しておりません。
4. 第1期、第2期及び第3期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第4期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第5期及び第6期第2四半期の潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
5. 第4期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 第1期、第2期及び第3期につきましては、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員であります。また、臨時雇用者数は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
9. 第4期及び第5期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき、第6期第2四半期の四半期財務諸表については、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づき作成しており、第1期、第2期及び第3期につきましては、「会社計算規則」(平成16年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。
- なお、第4期及び第5期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第1期、第2期及び第3期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
- また、第6期第2四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。
10. 当社は配当を行っておりませんので、1株当たり配当額及び配当性向につきましては、それぞれ記載しておりません。
11. 当社は平成25年3月12日設立のため、第1期は、平成25年3月12日から平成25年10月31日までの7か月と20日間となっております。
12. 平成27年7月15日付で、A種類株式1株につき、普通株式1株を交付しております。
13. 当社は、平成27年9月24日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。また、平成30年4月11日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。
14. 第6期第2四半期における売上高、経常利益、四半期純利益、1株当たり四半期純利益金額、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローについては、第6期第2四半期累計期間の数値を、資本金、発行済株式総数、純資産額、総資産額、自己資本比率及び現金及び現金同等物の四半期末残高については、第6期第2四半期会計期間末の数値を記載しております。
15. 当社は、平成27年9月24日付で普通株式1株につき1,000株、平成30年4月11日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「[新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)]の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに開示すると、以下のとおりとなります。
- なお、第1期、第2期及び第3期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期 第2四半期
決算年月	平成25年10月	平成26年10月	平成27年10月	平成28年10月	平成29年10月	平成30年4月
1株当たり純資産額(円)	10.97	17.75	17.87	4.53	97.48	-
1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)(円)	8.47	6.77	11.02	△41.38	77.35	47.63
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額(円)	-	-	-	-	-	-
1株当たり配当額(円)	-	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	平成25年10月	平成26年10月	平成27年10月	平成28年10月	平成29年10月
売上高 (千円)	179,010	703,722	3,186,950	5,373,624	9,557,609
経常利益又は経常損失 () (千円)	60,498	40,671	103,763	102,099	336,265
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	33,904	27,098	43,379	133,277	258,828
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	10,000	10,000	10,000	100,000	100,000
発行済株式総数					
普通株式 (株)	142	142	200,000	212,569	212,569
A種類株式	58	58	-	-	-
純資産額 (千円)	43,904	71,002	63,981	14,992	336,617
総資産額 (千円)	86,971	144,398	297,022	722,839	998,344
1株当たり純資産額 (円)	219,522.70	355,014.38	357.44	4.53	97.48
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	169,522.70	135,491.68	220.55	41.38	77.35
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	50.5	49.2	21.5	2.1	33.6
自己資本利益率 (%)	125.8	47.2	64.3	-	147.6
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	163,620	467,425
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	95,986	128,516
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	413,947	162,125
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	-	279,318	456,102
従業員数 (人)	17	23	36	72	109

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有しておりませんので、記載しておりません。

4. 第1期、第2期及び第3期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第4期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

5. 第4期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

7. 第1期、第2期及び第3期につきましては、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。

8. 従業員数は就業人員であります。また、臨時雇用者数は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

9. 第4期及び第5期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、第1期、第2期及び第3期につきましては、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。
- なお、第4期及び第5期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき新日本有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第1期、第2期及び第3期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
10. 当社は配当を行っておりませんので、1株当たり配当額及び配当性向につきましては、それぞれ記載しておりません。
11. 当社は平成25年3月12日設立のため、第1期は、平成25年3月12日から平成25年10月31日までの7か月と20日間となっております。
12. 平成27年7月15日付で、A種類株式1株につき、普通株式1株を交付しております。
13. 当社は、平成27年9月24日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。また、平成30年4月11日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。
14. 当社は、平成27年9月24日付で普通株式1株につき1,000株、平成30年4月11日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（の部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第1期、第2期及び第3期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
	平成25年10月	平成26年10月	平成27年10月	平成28年10月	平成29年10月
1株当たり純資産額 (円)	10.97	17.75	17.87	4.53	97.48
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	8.47	6.77	11.02	41.38	77.35
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

2【沿革】

当社は、平成25年3月に「株式会社GA(現 株式会社GA technologies)」として設立されました。

当社の沿革は以下のとおりであります。

年月	概要
平成25年3月	東京都渋谷区渋谷に株式会社GA(現 株式会社GA technologies)設立
平成25年4月	宅地建物取引業免許取得
平成26年1月	株式会社Global GAに商号変更
平成26年2月	本社を東京都渋谷区広尾に移転
平成28年7月	横浜国立大学とAI(人工知能)の共同研究を開始
平成28年7月	株式会社GA technologiesに商号変更
平成28年7月	首都大学東京とAI(人工知能)の共同研究を開始
平成28年8月	中古不動産流通プラットフォーム「Renosy」をリリース
平成28年8月	一般建設業許可取得
平成28年8月	第三者割当増資等を実施し資本金を100,000千円に増資
平成29年6月	大阪支社開設
平成30年5月	名古屋営業所開設
平成30年5月	小規模不動産特定共同事業者登録完了

3【事業の内容】

当社は「テクノロジー×イノベーションで、人々に感動を。」という経営理念を掲げ、中古不動産に特化した流通プラットフォーム「Renosy」の運営を通じた事業展開を行っております。

あらゆるものがネットワークにつながり、それを通じて収集・蓄積されるデータがリアルタイムで解析され、結果としてこれまでに無かった新しいサービスやビジネスが出現する時代が本格到来しつつある中、政府は平成28年に発表した「名目GDP600兆円に向けた成長戦略」において、IoT・AI・ビッグデータ等の活用を通じた第4次産業革命の実現で30兆円の付加価値創出を目指すことを示しています。

そのような大きな時代の転換点にあって、平成28年の我が国の住宅市場は、96.7万戸の新規住宅着工戸数（国土交通省「平成29年版 住宅着工統計」）に対して中古住宅の成約件数は17.9万戸（不動産流通推進センター「指定流通機構の活用状況について」）と、新築に大きく偏った市場構造となっていることが知られています。一方で、少子高齢化、人口飽和、核家族化、所得の伸び悩み、都市部への人口集中等、さまざまな社会構造的要因により、中古住宅の有効活用が果たす役割が今後より一層大きくなることが期待されています。平成28年に閣議決定された「住生活基本計画」においては、既存住宅流通・リフォームの市場規模を11兆円（平成25年）から20兆円（平成37年）へと増大させることが目標として掲げられています。また、住宅の購入層に目を向けますと、住宅取得適齢期とされる30～40代は、これまでITリテラシー（注1）が限定的な層が主な構成員でしたが、今後はいわゆるデジタルネイティブ世代（注2）が占める割合が一気に上昇することが予見されています。換言すれば、IT活用が最も遅れている市場のひとつと言われる不動産市場において、今後はIT活用が必須となる、あるいはIT活用が競争上の大きな優位性を持ち得る状況となることが予想されます。当社は、こうした大きなパラダイムシフトがまさに起こりつつある巨大な中古不動産流通市場において事業展開しております。

(1) 事業の具体的内容

当社が手掛ける中古不動産流通プラットフォーム「Renosy」事業の具体的な内容は以下の通りです。なお、当社の事業セグメントは「Renosy」事業の単一セグメントであるため、セグメントに関連付けた記載はしていません。

セグメント名称	主たる事業内容
「Renosy」事業	<ul style="list-style-type: none"> ・中古不動産のマッチング・ポータルサイトを通じた中古不動産の売買及び仲介 ・賃貸物件の契約、集金代行等の管理業務 ・リノベーションの企画・設計・施工管理 ・会員向け情報提供・資産管理アプリの開発・運営

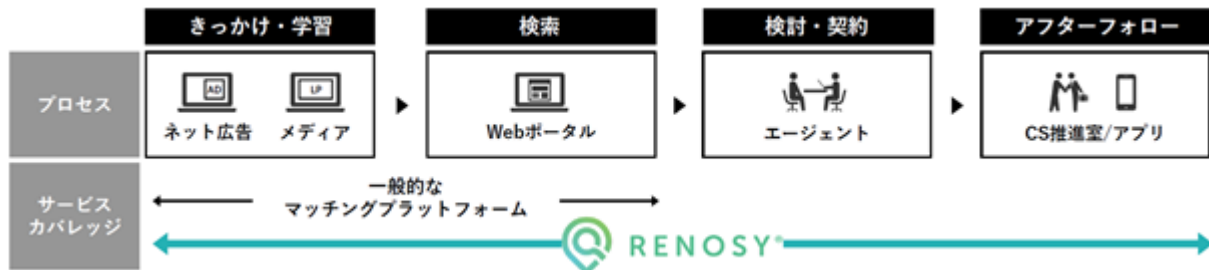


「Renosy」事業では、中古不動産を自社にて仕入れ、それらを一定期間内に販売することによる売買収入や不動産の売買に係る仲介収入、販売後の物件の集金代行等による手数料収入を得ております。但しリノベーションに関しては自社にて中古不動産の仕入れは行わず、お客様の保有物件に対して企画・設計・施工管理を請負っております。

当社が運営するプラットフォームには、当社が自ら仕入れた物件を含む豊富なマンション情報を掲載しており、当社は、これら物件と物件購入を希望する買い手との間において速やかに取引を成立させる仕組み（マッチング機

能)を提供しております。さらに当社は、物件のマッチングに留まらず、顧客が満足度の高い取引を実際に成立させるまでを顧客の「成功」と定義し、顧客毎に異なる成功の実現に至る一連のプロセスにおいて自社のエージェント（販売担当者）を介させたエンド・トゥー・エンド（注3）のサービス提供を行っております。これにより、ウェブ・ポータル運営に特化した企業では獲得し得ない顧客情報（ラスト・ワンマイル情報（注4））を蓄積し、当該データを顧客属性に応じた物件情報の取得・推薦、マーケティング、サービス設計といったさまざまな局面に活用しています。当社は、このようにテクノロジーとエージェントによるサービス提供とを有機的に融合させることを通じて、顧客目線に立脚した事業モデルを構築している点に独自性を見出しております。

<当社が考えるエンド・トゥー・エンドのサービス提供>



自社開発のスマートフォン向けアプリ「Renosy Insight」は、顧客接点として重要な役割を担っており、例えば所有物件情報確認、契約書類の一元管理、入退去把握、キャッシュ・フロー確認や収支シミュレーションなどを可能とする各種機能を備えており、不動産所有に係るさまざまな手間の簡素化と不動産所有者の利便性の向上に寄っています。

(2) 事業の特徴

当社が手掛ける「Renosy」事業の特徴として、AI/RPA（注5）活用による高効率かつ科学的な業務運営が挙げられます。

当社は、アプリやウェブ・ポータル、インターネット広告、接客面談等のさまざまな顧客接点を通じて得られるデータを自社開発システム「Tech Series」（注6）に集約し活用することで、不動産売買に係る一連の業務を自動化・効率化しております。

例えば、自社開発CRM（注7）である「Tech Consul」においては、過去の取引実績から各銀行のローン審査基準を設定し、登録された顧客属性から最適な金融機関と与信枠を自動的にシミュレーションしたり、手間を要する提案書類・契約書類を登録済みデータから自動出力したりすることで1契約あたりの業務時間を大幅に短縮し、結果としてARPA（注8）を着実に上昇させております。

また、自社開発した仕入物件管理システム「Tech Supplier」においては、当該システムが仕入から売却に至る期間の短い過去の取扱物件情報等を教師データ（注9）として学習し、日々大量に発生する物件情報の中から、優良物件を推薦することで効率よく仕入れを行ったり、深層学習（注10）を用いたマイソク（注11）の自動識別や画像認識技術による文字情報の自動読み取りにおいてRPA活用を行ったりしています。

当社はこうした取り組みを通じて、人の手を介して行われていた物件情報の取得を自動化することで大幅に業務効率を改善したことに加え、優良物件の取りこぼしの低減による業績拡大や各種エラーを未然に防ぐことにも成功しております。



(注) 1. ITを活用する能力。

2. インターネットやPCが日常に存在する環境で生まれ育った世代。

3. 物件やそれに付随する情報の収集から契約締結、購入後のアフターフォローまで、すなわち「端から端まで」の意味。

4. 実際に顧客対応することを通じて得られる情報。具体的には顧客の属性や嗜好、購入に係る意思決定情報等を指す。

5. Robotic Process Automation (ロボティック プロセス オートメーション) の略で、人の手を介して行われている業務をルールエンジンや機械学習等の技術を活用したソフトウェアやシステムを通じて自動化する仕組みや取り組み。
6. 当社が自社開発した不動産業務支援ツール。現在、「Tech Marketing (マーケティング支援ツール)」、「Tech Consul (CRM)」、「Tech Supplier (仕入物件管理支援ツール)」、「Tech Management (賃貸管理支援ツール)」が稼働中。
7. Customer Relationship Management (カスタマー リレーションシップ マネジメント) の略で、情報システムを用いて顧客の属性や接触履歴を記録・管理し、それぞれの顧客に応じた対応を行うことで顧客満足度を向上させるために用いられる情報システム。
8. Average Revenue Per Agent (アベレージ レベニュー パー エージェント) の略で、エージェント一人当たりの売上高。
9. 入力されたデータに対して適切な回答を出力出来るよう、人工知能を訓練するためのデータ。
10. 脳神経回路を模して開発された機械学習アルゴリズムであるニューラルネットワークの中でも、特に回路を構成するニューロンの数が大規模なものを指す。
11. 物件概要、物件写真、間取り図、地図などをまとめた資料。

<当社が活用するAIテクノロジー>

	項目	機能
1	価格・家賃推定モジュール	物件や地域の属性、取引履歴、金利などの時系列データに対し、ヘッドニックアプローチ(注12)に基づいた回帰分析を行うことで過去から現在までの価格・家賃を推定。購入者の意思決定を支援。
2	物件レコメンドモジュール	当社エージェントの検索操作履歴に対してランキング学習(注13)を行い、エージェントがお客様への提案に用いる傾向の高い物件を上位に表示。検索の効率化と提案品質のばらつきを低減。
3	自動読取・画像解析モジュール	OCR(注14)を活用した不動産広告の文字情報自動読取りや、CNN(Convolutional Neural Network)(注15)を用いた物件写真・間取り図の良し悪しの自動判定などを行うことで、さまざまな角度から物件情報をデジタル化。
4	優良物件スクリーニングモジュール	当社の過去の取引履歴を含む大量のデータを入力情報として、Semi-supervised learning(注16)を用いた学習を行うことで、比較的早期に取引が成立する蓋然性の高い物件のスクリーニングを実現。仕入れ業務の効率化や品質のばらつき低減に寄与。

(注)12. 財(当社の場合は物件)がいくつかの属性(例えば立地・建物・販売方法等)の集合で説明されるといふ考え方に基づいて価格を予測する方法。

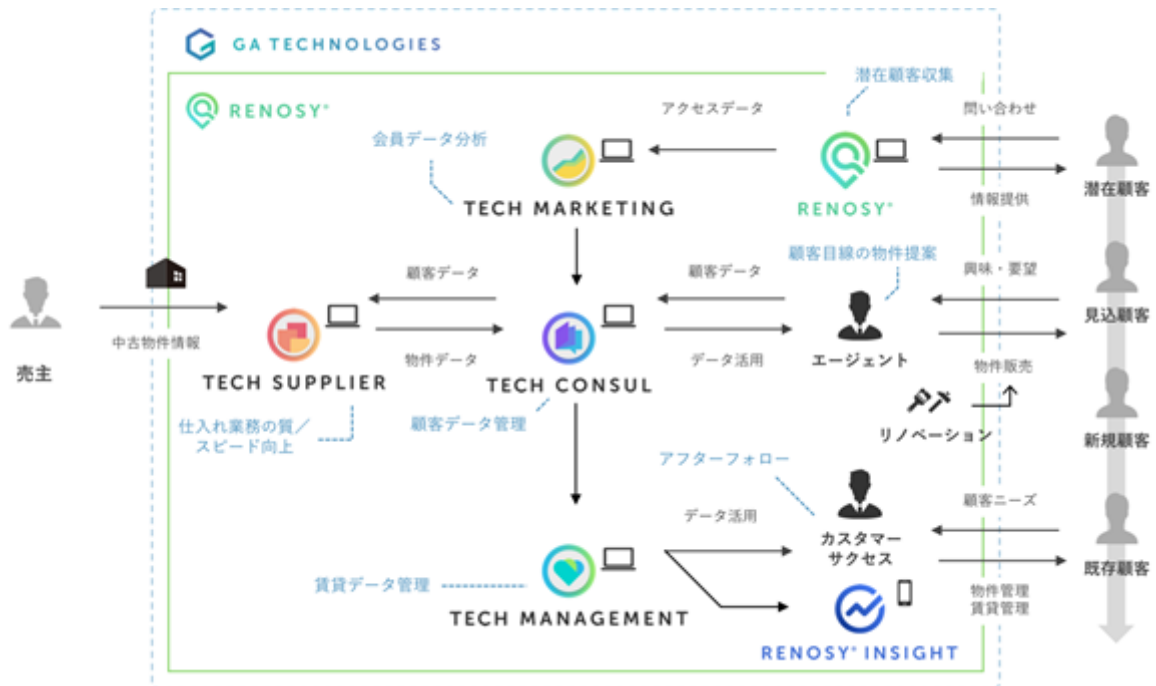
13. 教師あり機械学習の一手法。検索結果のランキングを最適化する手法。

14. Optical Character Recognitionの略称。手書き文字・印刷された文字をイメージスキャナ等で読みとり、コンピュータが利用できるデジタルの文字コードに変換する技術。

15. 画像処理の世界で広く使われる畳み込み積分(Convolution)を取り扱えるようにした深層学習の一手法。

16. 半教師あり学習のこと。通常の学習では全ての学習データに対してそのデータがどのクラスに属するかというラベルが付されているが、半教師あり学習では一部のデータにラベルが付されていない。

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成30年5月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
164	29.3	1.7	5,366,085

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。また、臨時雇用者数は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 「Renosy」事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。
3. 最近日までの1年間において従業員が69名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第5期事業年度(自平成28年11月1日至平成29年10月31日)

当事業年度におけるわが国経済は、各種政策により雇用・所得環境が改善を続けるなど、緩やかな回復基調で推移しているものの、英国の欧州連合離脱の決定や米国の政策転換リスクの影響等により、景気の先行き不透明感が残る状況となりました。

不動産業界におきましては、日銀によるマイナス金利政策が継続されるなど良好な資金調達環境を背景に、不動産市場への資金流入が続いており、また、投資家層の多様化がみられました。

このような状況の下、当社は「Renosy」事業において、サービス機能強化や知名度向上を図ることで、会員数の増加と成約率の維持・向上を推進してまいりました。

また、「Tech Consul」や「Tech Supplier」等、当社が独自開発した社内システムの充実を図り、コスト削減、リードタイム短縮、1人当たりの生産性向上を実現しております。

この結果、当事業年度の業績は、売上高9,557,609千円(前年同期比77.9%増)、営業利益356,167千円(前年同期は営業損失75,644千円)、経常利益336,265千円(前年同期は経常損失102,099千円)、当期純利益258,828千円(前年同期は当期純損失133,277千円)となりました。

なお、当社は「Renosy」事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第6期第2四半期累計期間(自平成29年11月1日至平成30年4月30日)

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、各種政策効果により雇用・所得環境が改善を続けるなど、緩やかな回復基調で推移しているものの、EU諸国の政治動向や米国の政策転換リスクの影響等により、景気の先行き不透明感が残る状況となりました。

不動産業界におきましては、日銀によるマイナス金利政策が継続されるなどの良好な資金調達環境を背景に、不動産市場への資金流入が続いており、また、投資家層の多様化が期待されております。

このような状況の下、当社は、中古マンションプラットフォーム「Renosy」事業において、「Renosy」の機能強化や「Renosy」の知名度の向上を図ることで、会員数の増加と成約率の維持・向上を推進してまいりました。

また、社内システム(「Tech Marketing」「Tech Supplier」「Tech Consul」「Tech Management」)の充実を図り、コスト削減、リードタイム短縮、1人あたりの生産性向上を実現しております。

この結果、当第2四半期累計期間の業績は、売上高8,159,981千円、営業利益274,140千円、経常利益264,251千円、四半期純利益171,180千円となりました。

なお、当社は「Renosy」事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フロー

第5期事業年度(自平成28年11月1日至平成29年10月31日)

当事業年度における現金及び現金同等物(以下「資金」といいます。)は前事業年度に比べ176,784千円増加し、456,102千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

(営業活動におけるキャッシュ・フロー)

営業活動により得られた資金は467,425千円(前期同期は163,620千円の使用)となりました。これは、主に税引前当期純利益が332,932千円あったことによるものであります。

(投資活動におけるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は128,516千円(前年同期比33.9%増)となりました。これは、主に敷金及び保証金の差入による支出によるものであります。

(財務活動におけるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は162,125千円(前期同期は413,947千円の獲得)となりました。これは主に長期借入金の返済による支出によるものであります。

第6期第2四半期累計期間(自平成29年11月1日至平成30年4月30日)

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」といいます。)は、前事業年度末に比べて628,727千円増加し、1,084,829千円(前事業年度末比137.8%増)となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

(営業活動におけるキャッシュ・フロー)

営業活動により得られた資金は134,474千円となりました。これは主に、税引前四半期純利益が生じたことによる資金の増加264,251千円及び前渡金の増加による資金の減少104,213千円によるものであります。

(投資活動におけるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は166,480千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出88,260千円及び無形固定資産の取得による支出52,797千円によるものであります。

(財務活動におけるキャッシュ・フロー)

財務活動により得られた資金は660,733千円となりました。これは主に、短期借入金の純増による資金の増加331,100千円、自己株式の売却による収入315,400千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 契約実績

当社は、契約実績と販売実績が概ね同じであるため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

第5期事業年度及び第6期第2四半期累計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第5期事業年度 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)		第6期第2四半期累計期間 (自 平成29年11月1日 至 平成30年4月30日)
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
「Renosy」事業(千円)	9,557,609	177.9	8,159,981
合計(千円)	9,557,609	177.9	8,159,981

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社の事業セグメントは、「Renosy」事業の単一セグメントであります。

3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がないため記載を省略しております。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営の基本方針

当社は、「テクノロジー×イノベーションで、人々に感動を。」という経営理念のもと、中古不動産に特化した流通プラットフォーム「Renosy」の運営を行っております。当社では、“現状”や“常識”に囚われることなく「ユーザーが未だ体験したことがない、世界を変えるようなサービスを常に追求し、社会に新しい価値を提供する」ことを目指して企業活動を行っております。

(2) 経営環境及び経営戦略

あらゆるものがネットワークにつながり、それを通じて収集・蓄積されるデータがリアルタイムで解析され、結果としてこれまでに無かった新しいサービスやビジネスが出現する時代が本格到来しつつある中、政府は平成28年に発表した「名目GDP600兆円に向けた成長戦略」において、IoT・AI・ビッグデータ等の活用を通じた第4次産業革命の実現で30兆円の付加価値創出を目指すことを示しています。

そのような大きな時代の転換点にあって、平成28年の我が国の住宅市場は、96.7万戸（国土交通省「平成29年版住宅着工統計」）の新規住宅着工戸数に対して中古住宅の成約件数は17.9万戸と、新築に大きく偏った市場構造となっていることが知られています。一方で、少子高齢化、人口飽和、核家族化、所得の伸び悩み、都市部への人口集中等、さまざまな社会構造的要因により、中古住宅の有効活用が果たす役割が今後より一層大きくなることが期待されています。平成28年に閣議決定された「住生活基本計画」においては、既存住宅流通・リフォームの市場規模を11兆円（平成25年）から20兆円（平成37年）へと増大させることが目標として掲げられています。

また、住宅の購入層に目を向けますと、住宅購入適齢期とされる30～40代は、これまでITリテラシーが限定的な層が主な構成員でしたが、今後はいわゆるデジタルネイティブ世代が占める割合が一気に上昇することが予見されています。換言すれば、IT活用が最も遅れている市場のひとつと言われる不動産市場において、今後はIT活用が必須となる、あるいはIT活用が競争上の大きな優位性を持ち得る状況となることが予想されます。

このような事業環境の中、当社では、テクノロジーの活用を通じて中古不動産市場において日本最大級の集客数と情報量、最高のUXの提供を目指してまいります。

UI/UX（注1）の質向上

「Renosy」事業では、物件のマッチングに留まらず、顧客が満足度の高い取引を実際に成立させるまでを顧客の「成功」と定義し、顧客毎に異なる成功の実現に至る一連のプロセスにおいて自社のエージェントを介在させたエンド・トゥー・エンドのサービス提供を行っております。これにより、一般的なウェブ・ポータル運営に特化した企業では獲得し得ない顧客情報（ラスト・ワンマイル情報）を蓄積し、当該データを顧客属性に応じた物件情報の取得・推薦、マーケティング、サービス設計といったさまざまな局面に活用しております。今後も、データサイエンティスト（注2）、エンジニア、デザイナー、CS（カスタマー・サクセス（注3））等々のプロフェッショナル人材の知見を結集し、顧客から得られる一次情報を最大限有効に活用することで、顧客志向に基づくUI/UXの不断の改善を推進してまいります。

- （注）1．UIはUser Interface（ユーザーインターフェース）の略でありサービスまたは製品がユーザーと接する部分。UXはUser Experience（ユーザーエクスペリエンス）の略であり、ユーザーがサービスまたは製品を通して得られる体験。
- 2．大量のデータを分析し、その結果をビジネスに活用する役割を担う職種の者。
- 3．顧客の満足度向上に資するサポート・サービスを提供する者。

「Renosy」の認知度向上

プラットフォーム事業は、多くのユーザーが集うほどその魅力が一層高まり、結果としてより多くのサービスや付加価値を提供出来るビジネスモデルであると認識しております。そのためには、UI/UXの改善に加えて、オウンドメディア（注4）の充実や広告宣伝等、積極的な認知度向上策を並行して進めてまいります。

- （注）4．当社が運営するインターネット上のメディア。

自社開発業務支援システムの他社への提供

当社は、不動産事業に係る業務支援システムを自社にて開発・運用しており、結果として業務効率化・生産性向上を実現しています。将来的にはこれらをパートナー各社に提供することを通じてデータ蓄積速度を加速し、既存サービスの質向上や新規サービスに活用していくことも展望しています。

不動産クラウドファンディング事業（注5）の推進

当社は、平成29年12月に施行された不動産特定共同事業法（平成29年改正不特法）に基づき、エクイティ型のクラウドファンディング事業を展開することを計画しております。低金利かつ年金不安が高まる時代にあって、当社は、クラウドファンディング事業を通じて、これまで限られた属性の者のみがアクセス可能であった不動産投資市場（注6）において、幅広い属性の個人に対して魅力ある資産運用商品を提供してまいります。

（注）5．当社の取り組むクラウドファンディング事業は、中古区分マンションを小口化し、共有持ち分として複数の会員から出資を募り、その賃貸運用収益及び売却益を配当として会員に分配することを想定。

6．マンション投資は金融機関からの借入金を活用することが一般的であるが、借入可能な属性の者は限定的。投資対象を小口化することで借入を行わずとも市場への参画が可能となる。例えば資本金1億円以上の企業に勤める常用雇用者数は全人口の約12%（総務省統計局「平成26年経済センサス」「人口推計」）だが、仮にこれを投資用ローン活用可能な属性の者と定義すると、小口化はその他大勢への投資機会を提供するものである。

データ収集のための顧客との接点の拡大

当社が手掛ける中古不動産流通プラットフォーム事業は、高属性な顧客データの蓄積と親和性が高く、当該データをより一層拡充していくことは、当社の競争優位性の確保に大いに資するものと考えています。そのような観点から、当社のプラットフォーム事業の強化に繋がるさまざまなサービスを展開し、顧客との接点を拡大してまいります。

(3) 対処すべき課題

「Renosy」の認知度向上

当社が今後も事業を拡大していくためには、中古不動産流通プラットフォームである「Renosy」の認知度を向上させ、新規会員を獲得することが重要であると考えております。当社では、効果的な広告配信を行うため、インターネット広告に対応する反響データ、アポイント実績、成約実績などを分析しておりますが、今後もこれらの活動への取り組みを強化してまいります。

マンション情報の強化

「Renosy」の会員の嗜好にあった物件を提供するためには、マンション情報の強化が重要であると考えております。当社では、不動産情報を不動産仲介会社や業者間サイト等から入手しておりますが、今後もこれらの情報収集力を強化し、顧客ニーズに合致した不動産情報の提供に取り組んでまいります。

アフターフォローの充実

当社はマンション引渡後の賃貸管理サービスも手掛けることで、顧客ニーズにあったサービスをワンストップで提供しております。特に当社では、賃貸管理、売却などのサポートも行っており、顧客の利便性の向上に取り組んでおります。今後もこれらのサービスの品質を向上させるとともに、新たなサービスの開発・提供に取り組んでまいります。

リノベーションマンションの施工管理の効率化

当社では、リノベーションマンションの施工管理にIT技術を導入することにより、業務の効率化を図っております。今後も更なる業務の効率化、コスト削減のため、システム投資をはじめとした取組みを強化していく方針であります。

内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの強化

当社の更なる事業の拡大、継続的な成長のためには、内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの更なる強化が重要な課題であると認識しております。当社は、監査役と内部監査の連携、定期的な内部監査の実施、経営陣や従業員に対する研修の実施等を通じて、内部管理体制の一層の強化に取り組んでいく方針であります。

システムの強化

当社の事業は、コンピュータ・システムを結ぶ通信ネットワークに依存しており、自然災害や事故等により通信ネットワークが切断された場合には、当社の事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。このため、当社ではセキュリティ対策やシステムの安定性確保に取り組んでいく方針であります。

人材の確保と育成

当社は今後の事業の拡大のために優秀な人材の確保、育成が重要な課題であると認識しております。

そのため、当社は新卒の定期的な採用や経験者の中途採用も積極的に実施しております。また、新たに入社した社員に対しては研修を実施する等により人材の育成に取り組んでおります。今後も採用を計画しており、新入社員への研修・教育制度を整備することで、優秀な人材の確保・育成に取り組んでいく方針であります。

4【事業等のリスク】

当社の事業展開その他に関するリスク要因となる可能性のあると考えられる主な事項について、以下に記載しております。また、必ずしも事業展開上のリスクに該当しない事項についても、投資者の投資判断において重要と考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社はこれらのリスクの発生可能性を認識した上で、その発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載内容を慎重に判断した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載事項は、本書提出日現在の事項であり、将来に関する事項は本書提出日現在において当社が判断したものであります。また、以下の事業等のリスクは、すべての事業活動上又は投資判断上のリスクを網羅しているものではありませんのでご留意下さい。

(1) 不動産取引市場の動向について

当社が属する不動産業界は、景気動向、金利水準、地価水準等の変化による不動産取引市場の動向に影響されます。したがって、不動産取引市場の動向が購入者の不動産投資意欲に影響を与えることにより、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(2) 競合について

当社が属する不動産業界は、競合他社が多く存在しておりますが、当社はITを活用した中古不動産流通プラットフォーム「Renosy」を利用し、他社と差別化を図っております。当社は、今後も「Renosy」の機能向上等により他社との差別化を強化する方針であります。

しかしながら、今後、同様のビジネスモデルを有する他社の参入などにより十分な差別化ができなくなり、競争が激化した場合には、価格競争や販売件数の減少等により当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(3) サイトへの集客における外部検索エンジンへの依存について

当社が運営する「Renosy」への集客は、検索サイトを經由したものが多くなっております。当社はSEO（検索エンジン最適化）対策を実施することにより、検索結果において上位に表示されるような対策を講じておりますが、今後、検索エンジン運営者が検索結果を表示するロジックを変更するなどして、それまで有効であったSEO対策が機能しなくなった場合には、当社における集客力が低下し、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(4) マンション情報について

当社の中古不動産流通プラットフォーム「Renosy」の会員に対して、当社は広範なマンション情報を収集し、個々の会員の属性に適したマンション情報を厳選して、会員へ提供しております。

しかしながら、マンション価格の上昇や他社との競合等により、優良なマンション情報を十分に提供することが困難になった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(5) 賃貸物件の空室時のリスクについて

当社は、販売したマンションの一部について、購入したオーナー等との契約により、当該マンションの空室時に家賃保証をしております。当社では、空室率を低下させるための施策を講じているものの、当該施策が奏功せず、空室が多くなった場合には、空室保証費用が増加し、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(6) 有利子負債の増加に伴う金利変動リスク及び在庫保有リスクについて

当社では、マンションの販売を行っておりますが、マンションの仕入から販売までの期間が短いため、基本的に販売用不動産を長期に保有することはありません。従って、販売用不動産の仕入のために有利子負債残高が高水準になる可能性は高くありません。しかしながら、例外的に販売用不動産を仕入れ、長期に保有する場合には、借入れによる資金調達が増え、有利子負債残高が高まる可能性があります。その場合には、金利負担の増加やたな卸資産の評価損等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、マンションの仕入れから販売までの期間が想定以上に長期化した場合には、販売価格の値引きにより販売を促進する施策をとる場合があります。その場合には、利益率の悪化等により、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

(7) 販売物件の瑕疵について

当社が販売するリノベーションマンションは、一部分について10年間の瑕疵担保責任を負っております。当社は販売した物件に瑕疵が生じた場合に備えるため、瑕疵担保責任保険に加入しております。しかしながら、販売した物件に瑕疵が生じた場合には、補修工事や補償等が発生することにより当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(8) 外注委託について

当社の販売するマンションのリノベーション工事については、建築工事業務を外注先に委託しております。当社は施工能力や施工実績、信用力、評判等を総合的に検討し、外注先を選定することとしておりますが、当社の要求水準を満たす外注先を十分に確保できない場合や工期の遅延等が発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(9) 技術革新等について

当社は、中古不動産流通プラットフォーム「Renosy」を活用することで、業務の効率化や情報収集力の強化、データ分析による顧客への効果的な広告配信に努め、他社と差別化を図ってまいりました。今後は既存システムの改善に加え、それらのBtoB販売を含めたさまざまな可能性を想定しておりますが、「Renosy」がサービスを提供しているインターネット環境は、技術進歩が速く、当社が想定する以上の技術革新により、当社の技術やサービスが競争力を失うような事態が生じた場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(10) システムトラブルについて

当社の事業は、コンピュータ・システムを結ぶ通信ネットワークに依存しており、自然災害や事故等により通信ネットワークが切断された場合には、当社の事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。当社ではセキュリティ対策やシステムの安定性確保に取り組んでおりますが、何らかの理由によりシステムトラブルが発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(11) 法的規制について

当社が属する不動産業界は、「宅地建物取引業法」、「建設業法」、「国土利用計画法」、「建築基準法」、「都市計画法」、「建物の区分所有等に関する法律」などの法的規制を受けております。当社ではこれらの法的規制を遵守するように努めておりますが、法令違反が発生した場合や新たな法令の制定・法令の改正等が行われた場合、当社の事業活動が制約を受け、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、当社は、事業活動を行うに際し、以下のような許認可を得ており、現在、許認可が取消となる事由は発生しておりません。しかしながら、今後、何らかの理由によりこれらの許認可の取消等があった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(許認可の内容)

許認可の名称	所管官庁	許認可の番号	有効期限	取消事由
宅地建物取引業者	国土交通省	国土交通大臣(1) 第9135号	平成34年2月22日	宅地建物取引業法 第66条、第67条及び第 67条の2
一般建設業許可	国土交通省	東京都知事許可 第145636号	平成33年8月18日	建設業法 第29条及び第29条の2
小規模不動産特定共同事業者	東京都庁	東京都知事(1)第1号	平成35年5月14日	不動産特定共同事業法 第11条及び第36条

(12) 個人情報の管理について

当社は、会員情報、オーナー情報等の個人情報を保有しており、「個人情報の保護に関する法律」の適用を受けております。

当社はプライバシーマークを認証取得するとともに、個人情報については、社内研修などを通じて社員への啓蒙活動を継続的に実施するなどの施策を講じておりますが、何らかの理由で個人情報が漏えいした場合、信用失墜や損害賠償請求等が発生し、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(13) 知的財産権について

当社は、現在、他社の知的財産権を侵害している事実は認識しておりません。しかしながら、当社の認識していない知的財産権が既に成立していることにより当社の事業運営が制約を受ける場合や第三者の知的財産権の侵害が発覚した場合などにおいては、信用失墜や損害賠償請求等が発生し、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(14) 自然災害について

当社が事業展開している地域は、首都圏や関西圏が中心となっておりますが、これらの地域で不測の大規模地震や台風等の自然災害等が発生した場合、当社の不動産価値の低下や事業展開に支障が生じ、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(15) 人材の確保・育成について

当社は、今後の事業拡大のために優秀な人材の確保、育成は重要な課題であると認識しており、積極的に人材を採用していくとともに、研修の実施等により人材の育成に取り組んでいく方針であります。

しかしながら、これらの施策が効果的である保証はなく、必要な人材を確保できない可能性や育成した人材が当社の事業に十分に寄与できない可能性があります。そのような場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(16) 特定の経営者への依存について

当社は、代表取締役社長樋口龍に当社の経営の重要な部分を依存しております。現在、当社では同氏に過度に依存しないよう、内部管理体制の整備、人材の育成を行うなど体制の整備に努めておりますが、何らかの理由により同氏による当社業務の遂行が困難となった場合には、当社の事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 社歴が浅いことについて

当社は平成25年3月に設立した社歴の浅い会社であります。当社は今後もIR活動などを通じて経営状態を積極的に開示してまいります。過年度の経営状態のみでは、今後の当社の業績や成長性を判断するためには不十分な面があると考えられます。

(18) 消費税等について

平成26年4月1日に消費税等の増税が実施され、今後も更なる税率の引き上げが検討されております。消費税等の増税により販売価格が上昇した場合には、顧客の購買意欲が減退する可能性があり、その場合には当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(19) 配当政策について

当社は、株主への利益還元を経営上の重要な課題として認識しており、事業基盤の整備状況や事業展開の状況、業績や財政状態等を総合的に勘案しながら、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当社は現在成長過程にあり、内部留保の充実を図り、更なる成長に向けた事業の拡充や組織体制、システム環境の整備への投資等の財源として有効活用することが、株主に対する最大の利益還元につながる考え、配当を実施しておりません。

将来的には、財政状態及び経営成績を勘案しながら配当を実施していく方針ではありますが、現時点において配当の実施時期等については未定であります。

(20) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は役員及び従業員に対し、長期的な企業価値向上に対するインセンティブとして新株予約権を付与しております。新株予約権の権利行使が行われた場合、当社株式が新たに発行され、当社株式価値が希薄化する可能性があります。

なお、本書提出日現在、新株予約権による潜在株式数は502,700株であり、発行済株式総数4,251,380株の11.8%に相当しております。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当社は「テクノロジー×イノベーションで、人々に感動を。」という経営理念のもと、AI戦略室の立ち上げ、技術顧問の就任、大学との共同研究・産学連携により「Renosy」事業を推進してまいりました。

主たる研究活動としては、既存アプリケーションである「Renosy Insight」のバージョンアップ、「Renosy webサイト」の開設、また、自社開発システム「Tech Series」の生産性向上のためのバージョンアップを行っております。

第5期事業年度(自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)

当事業年度における研究開発費の総額は39,895千円であります。

第6期第2四半期累計期間(自 平成29年11月1日 至 平成30年4月30日)

当第2四半期累計期間における研究開発費の総額は20,738千円であります。

なお、当第2四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は以下のとおりであります。

なお、文中に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表はわが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。その作成には経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積り・仮定設定を必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績や状況に応じて合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性が存在するため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第5期事業年度(自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)

流動資産

当事業年度末における流動資産は646,172千円となり、前事業年度末に比べ149,843千円増加いたしました。これは主に当期純利益の増加により現金及び預金が169,284千円増加したことによるものであります。

固定資産

当事業年度末における固定資産は352,171千円となり、前事業年度末に比べ125,661千円増加いたしました。これは主にソフトウェア勘定が45,486千円、敷金及び保証金が40,162千円増加したことによるものであります。

流動負債

当事業年度末における流動負債は427,182千円となり、前事業年度末に比べ104,145千円増加いたしました。これは主に未払法人税等が89,286千円増加したことによるものであります。

固定負債

当事業年度末における固定負債は234,544千円となり、前事業年度末に比べ150,264千円減少いたしました。これは主に長期借入金が138,176千円減少したことによるものであります。

純資産

当事業年度末における純資産は336,617千円となり、前事業年度末に比べ321,625千円増加いたしました。これは主に当期純利益258,828千円の計上に伴う利益剰余金の増加によるものであります。

第6期第2四半期累計期間(自 平成29年11月1日 至 平成30年4月30日)

流動資産

当第2四半期会計期間末における流動資産は1,447,910千円となり、前事業年度末に比べ801,737千円増加いたしました。これは主に四半期純利益の増加ならびに自己株式の売却により現金及び預金が624,727千円、販売用不動産が20,792千円、前渡金が104,213千円増加したことによるものであります。

固定資産

当第2四半期会計期間末における固定資産は510,715千円となり、前事業年度末に比べ158,543千円増加いたしました。これは主に有形固定資産が83,407千円、無形固定資産が51,047千円増加したことによるものであります。

流動負債

当第2四半期会計期間末における流動負債は864,913千円となり、前事業年度末に比べ437,730千円増加いたしました。これは主に短期借入金を331,100千円計上したことによるものであります。

固定負債

当第2四半期会計期間末における固定負債は270,507千円となり、前事業年度末に比べ35,962千円増加いたしました。

純資産

当第2四半期会計期間末における純資産合計は823,205千円となり、前事業年度末に比べ486,587千円増加いたしました。これは主に自己株式処分差益299,713千円と四半期純利益171,180千円を計上したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

第5期事業年度（自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日）

売上高

当事業年度における売上高は、「Renosy」会員数の増加や成約率の向上により販売戸数が増加し、前事業年度に比べ4,183,985千円増加し、9,557,609千円（前期比77.9%増）となりました。

売上原価、売上総利益

当事業年度における売上原価は、販売戸数の増加により前事業年度に比べ3,305,674千円増加し、7,804,409千円（前期比73.5%増）となりました。

この結果、売上総利益は、前事業年度に比べ878,310千円増加し、1,753,200千円（前期比100.4%増）となりました。

販売費及び一般管理費、営業利益

当事業年度における販売費及び一般管理費は、人員増加等により前事業年度に比べ446,499千円増加し、1,397,033千円（前期比47.0%増）となりました。

この結果、営業利益は、前事業年度に比べ431,811千円増加し、356,167千円（前事業年度は75,644千円の営業損失）となりました。

営業外損益、経常利益

当事業年度における営業外収益は、前事業年度に比べ人材紹介会社からの返金により3,977千円増加し、5,088千円（前期比357.8%増）となりました。

当事業年度における営業外費用は、支払利息の減少により前事業年度に比べ2,576千円減少し、24,990千円（前期比9.3%減）となりました。

この結果、経常利益は、前事業年度に比べ438,365千円増加し、336,265千円（前事業年度は102,099千円の経常損失）となりました。

特別損益、当期純利益

当事業年度において特別利益の計上はなく、リース解約損により3,332千円の特別損失を計上した結果、税引前当期純利益は332,932千円となりました（前事業年度は133,077千円の税引前当期純損失）。また、法人税等74,103千円を計上した結果、当期純利益は258,828千円となりました（前事業年度は133,277千円の当期純損失）。

第6期第2四半期累計期間（自 平成29年11月1日 至 平成30年4月30日）

売上高

当第2四半期累計期間における売上高は、「Renosy」の機能強化や会員数の増加により販売戸数が順調に推移し、8,159,981千円となりました。

売上原価、売上総利益

当第2四半期累計期間における売上原価は、販売戸数の増加により6,740,983千円となりました。

この結果、売上総利益は1,418,997千円となりました。

販売費及び一般管理費、営業利益

当第2四半期累計期間における販売費及び一般管理費は、従業員給料及び手当、広告宣伝費等の計上により1,144,857千円となりました。

この結果、営業利益は274,140千円となりました。

営業外損益、経常利益

当第2四半期累計期間における営業外収益は、受取利息の計上により、7千円となりました。

当第2四半期累計期間における営業外費用は、支払利息、支払手数料、株式交付費の計上により、9,896千円となりました。

この結果、経常利益は264,251千円となりました。

特別損益、四半期純利益

当第2四半期累計期間において特別利益、特別損失の計上はなく、税引前四半期純利益は264,251千円となりました。また、法人税等93,071千円を計上した結果、四半期純利益は171,180千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの状況については、「1 業績等の概要（2）キャッシュ・フロー」をご参照下さい。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因

経営成績に重要な影響を与える要因の詳細につきましては、「4 事業等のリスク」をご参照下さい。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第5期事業年度(自平成28年11月1日至平成29年10月31日)

当事業年度における設備投資等の総額は112,099千円であります。その主なものは、大阪支社開設に伴う内装工事及びソフトウェアへの投資によるものであります。なお、当社の事業セグメントは、「Renosy」事業の単一セグメントであるため、セグメントに関連付けた記載はしていません。

第6期第2四半期累計期間(自平成29年11月1日至平成30年4月30日)

当第2四半期累計期間において重要な設備投資は行っておりません。なお、当第2四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

当社の事業セグメントは、「Renosy」事業の単一セグメントであるため、セグメントに関連付けた記載はしていません。

2【主要な設備の状況】

平成29年10月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
東京本社 (東京都渋谷区)	「Renosy」 事業	事務所設備	25,705	17,871	56,180	16,265	116,023	98
大阪支社 (大阪府大阪市北区)	「Renosy」 事業	事務所設備	14,478	2,664	-	-	17,142	11

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 帳簿価額のうち「その他」は、機械及び装置、車両運搬具、リース資産であります。
 4. 建物は賃借しており、東京本社の年間賃借料は78,720千円、大阪支社の年間賃借料は7,920千円であります。

3【設備の新設、除却等の計画】(平成30年5月31日現在)

- (1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。
- (2) 重要な除却等
該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	17,000,000
計	17,000,000

(注)平成30年3月15日開催の取締役会決議により、平成30年4月11日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行可能株式総数は16,150,000株増加し、17,000,000株となっております。

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,251,380	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	4,251,380	-	-

(注)平成30年3月15日開催の取締役会決議により、平成30年4月11日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより、株式数は4,038,811株増加し、発行済株式総数は4,251,380株となっております。また、平成30年3月30日開催の臨時株主総会決議により、単元株制度導入に伴う定款変更を行い、同日付で単元株式数を100株としております。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成29年5月12日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成29年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)
新株予約権の数(個)	7,000	7,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,000(注)1	140,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7,160(注)2	358(注)2
新株予約権の行使期間	自平成29年5月26日 至平成39年5月11日	自平成29年5月26日 至平成39年5月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 7,160 資本組入額 3,580	発行価格 358 資本組入額 179
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。	新株予約権を譲渡により取得する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

(注)1.新株予約権1個につき、目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は20株であります。なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の計算により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行+株式数} \times \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{新規発行前の1株あたり時価}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式数にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使条件は以下の通りであります。

- (1) 対象新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)

当社普通株式につき、行使価額以下を対価とする売買その他の取引が行われた場合(ただし、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)

当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となった場合。

当社普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回った場合。

- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は以下の通りであります。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記表中の新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記4に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第2回新株予約権(平成29年5月12日臨時株主総会決議)

	最近事業年度末現在 (平成29年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)
新株予約権の数(個)	9,005	9,005
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,005(注)1	180,100(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7,160(注)2	358(注)2
新株予約権の行使期間	自平成31年5月16日 至平成39年5月11日	自平成31年5月16日 至平成39年5月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 7,160 資本組入額 3,580	発行価格 358 資本組入額 179
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。	新株予約権を譲渡により取得する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

(注)1. 新株予約権1個につき、目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は20株であります。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×
分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の1株あたり時価}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式数にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使条件は以下の通りであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- (5) 新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合を限度として行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき 1 個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

平成31年 8 月 1 日から平成32年 7 月31日まで

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の 4 分の 1

平成32年 8 月 1 日から平成33年 7 月31日まで

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の 4 分の 2

平成33年 8 月 1 日から平成34年 7 月31日まで

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の 4 分の 3

平成34年 8 月 1 日から行使期間の最終日まで

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のすべて

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は以下の通りであります。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 1 に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 2 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 5 . (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記表中の新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件

上記 3 に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記4に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第3回新株予約権（平成30年1月29日定時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成29年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)
新株予約権の数(個)	-	1,630
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-	32,600(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	-	1,900(注)2
新株予約権の行使期間	-	自平成32年1月31日 至平成40年1月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	-	発行価格 1,900 資本組入額 950
新株予約権の行使の条件	-	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	-	新株予約権を譲渡により取得する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	(注)5

(注)1. 新株予約権1個につき、目的となる株式数は、提出日の前月末現在に20株であります。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行+株式数} \times \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式数にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使条件は以下の通りであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (5) 新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合を限度として行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

平成32年8月1日から平成33年7月31日まで

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の4分の1

平成33年8月1日から平成34年7月31日まで

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の4分の2

平成34年8月1日から平成35年7月31日まで

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の4分の3

平成35年8月1日から行使期間の最終日まで

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のすべて

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は以下の通りであります。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記表中の新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記4に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第4回新株予約権（平成30年2月28日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成29年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)
新株予約権の数(個)	-	2,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-	50,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	-	1,900(注)2
新株予約権の行使期間	-	自平成32年8月1日 至平成40年3月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	-	発行価格 1,900 資本組入額 950
新株予約権の行使の条件	-	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	-	新株予約権を譲渡により取得する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	(注)5

(注)1. 新株予約権1個につき、目的となる株式数は、提出日の前月末現在に20株であります。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times (\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額})}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{新規発行前の1株あたり時価}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使条件は以下の通りであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。
- (2) 本新株予約権者は、平成31年10月期乃至平成33年10月期のいずれかの期において、当社損益計算書に記載された営業利益（当社が連結財務諸表を作成することとなった場合には、連結営業利益を参照する。）の額が下記 乃至 に掲げる各水準を超過した場合に限り、各本新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうちそれぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を上限として、権利を行使することができる。なお、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。また、参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合や決算期を変更する場合等これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

営業利益が1,000百万円を超過した場合 行使可能割合：50%

営業利益が2,000百万円を超過した場合 行使可能割合：75%

営業利益が4,000百万円を超過した場合 行使可能割合：100%

- (3) 本新株予約権者は、本新株予約権を、下記 乃至 に掲げる期間において、下記 乃至 に掲げる割合を限度として行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

平成32年11月1日から平成33年10月31日まで

本新株予約権者が付与を受けた新株予約権の総数の4分の1

平成33年11月1日から平成34年10月31日まで

本新株予約権者が付与を受けた新株予約権の総数の4分の2

平成34年11月1日から平成35年10月31日まで

本新株予約権者が付与を受けた新株予約権の総数の3分の3

平成35年11月1日から行使期間の最終日まで

本新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数のすべて

- (4) 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (5) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (6) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- (7) 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は以下の通りであります。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第274条第3項に基づく本新株予約権者に対する通知は、本新株予約権者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。ただし、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数それぞれをそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記表中の新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記4に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第5回新株予約権(平成30年2月28日臨時株主総会決議)

	最近事業年度末現在 (平成29年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)
新株予約権の数(個)	-	5,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-	100,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	-	1,900(注)2
新株予約権の行使期間	-	自平成33年8月1日 至平成40年3月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	-	発行価格 1,900 資本組入額 950
新株予約権の行使の条件	-	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	-	新株予約権を譲渡により取得する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	(注)5

(注)1. 新株予約権1個につき、目的となる株式数は、提出日の前月末現在に20株であります。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、

当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行 + 株式数} \times \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{新規発行前の1株あたり時価}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使条件は以下の通りであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。
- (2) 本新株予約権者は、平成32年10月期乃至平成34年10月期のいずれかの期において、当社損益計算書に記載された営業利益（当社が連結財務諸表を作成することとなった場合には、連結営業利益を参照する。）の額が下記乃至に掲げる各水準を超過した場合に限り、各本新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうちそれぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を上限として、権利を行使することができる。なお、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。また、参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合や決算期を変更する場合等これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に別途参照すべき指標を取締役に定め定めるものとする。

営業利益が3,000百万円を超過した場合 行使可能割合：50%

営業利益が4,000百万円を超過した場合 行使可能割合：75%

営業利益が5,000百万円を超過した場合 行使可能割合：100%

- (3) 本新株予約権者は、本新株予約権を、下記乃至に掲げる期間において、下記乃至に掲げる割合を限度として行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

平成33年11月1日から平成34年10月31日まで

本新株予約権者が付与を受けた新株予約権の総数の4分の1

平成34年11月1日から平成35年10月31日まで

本新株予約権者が付与を受けた新株予約権の総数の4分の2

平成35年11月1日から平成36年10月31日まで

本新株予約権者が付与を受けた新株予約権の総数の4分の3

平成36年11月1日から行使期間の最終日まで

本新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数のすべて

- (4) 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- (5) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - (6) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (7) 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は以下の通りであります。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - (3) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第274条第3項に基づく本新株予約権者に対する通知は、本新株予約権者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。ただし、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記表中の新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記4に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成25年3月12日 (注)1	普通株式 142 A種類株式 58	普通株式 142 A種類株式 58	10,000	10,000	-	-
平成27年7月15日 (注)2	普通株式 58 A種類株式 58	普通株式 200	-	10,000	-	-
平成27年9月24日 (注)3	普通株式 199,800	普通株式 200,000	-	10,000	-	-
平成28年8月18日 (注)4	普通株式 12,569	普通株式 212,569	89,994	99,994	-	-
平成28年8月18日 (注)5	-	普通株式 212,569	5	100,000	-	-
平成30年4月11日 (注)6	普通株式 4,038,811	普通株式 4,251,380	-	100,000	-	-

(注)1. 会社設立による増加であります。

2. A種類株式を普通株式に変更したものであります。

3. 株式分割(1:1,000)によるものであります。

4. 有償第三者割当

割当先 株式会社インベスターズクラウド(現 株式会社TATERU)

発行株式数 10,475株

発行価格 7,160円

資本組入額 7,160円

割当先 みずほキャピタル株式会社

発行株式数 2,094株

発行価格 7,160円

資本組入額 7,160円

5. 利益剰余金の資本組入れによるものであります。

6. 株式分割(1:20)によるものであります。

(5)【所有者別状況】

平成30年5月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	4	-	-	6	10	-
所有株式数 (単元)	-	-	-	13,336	-	-	29,175	42,511	280
所有株式数の割合(%)	-	-	-	31.37	-	-	68.63	100	-

(注)自己株式642,260株は、「個人その他」に6,422単元、「単元未満株式の状況」に60株含まれております。

(6)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成30年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 642,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,608,900	36,089	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 280	-	-
発行済株式総数	4,251,380	-	-
総株主の議決権	-	36,089	-

(注)平成30年3月15日開催の取締役会決議により、平成30年4月11日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。また、平成30年3月30日開催の臨時株主総会決議により、単元株制度導入に伴う定款変更を行い、同日付で単元株式数を100株としております。

【自己株式等】

平成30年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社GA technologies	東京都渋谷区広尾一丁目1番39号恵比寿プライムスクエア8階	642,200	-	642,200	15.11
計	-	642,200	-	642,200	15.11

(注)平成30年3月15日開催の取締役会決議により、平成30年4月11日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。また、平成30年3月30日開催の臨時株主総会決議により、単元株制度導入に伴う定款変更を行い、同日付で単元株式数を100株としております。

(7)【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法第236条及び第238条の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

第1回新株予約権(平成29年5月12日開催の取締役会決議)

決議年月日	平成29年5月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第2回新株予約権(平成29年5月12日開催の取締役会決議)

決議年月日	平成29年5月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3 当社従業員16
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第3回新株予約権（平成30年1月29日開催の取締役会決議）

決議年月日	平成30年1月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社執行役員 2 当社従業員 34
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

また、当社はストックオプション制度に準じた制度として第4回新株予約権及び第5回新株予約権を発行しております。

第4回新株予約権（平成30年2月15日開催の取締役会決議）

当社の代表取締役である樋口龍は、当社の企業価値の増大を図ることを目的として、将来の当社の取締役及び従業員向けのインセンティブ・プランとして、平成30年2月28日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成30年3月5日付で税理士佐野比呂之を受託者として「時価発行新株予約権信託」（以下「本信託(第4回新株予約権)」という。）を設定しており、当社は本信託(第4回新株予約権)に基づき、佐野比呂之に対して、平成30年3月9日に第4回新株予約権(平成30年2月28日臨時株主総会決議)を発行しております。

本信託(第4回新株予約権)の概要は以下のとおりであります。

決議年月日	平成30年2月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	受益者適格要件を満たす者(受益権確定事由の発生後一定の手続きを経て存在するに至ります。)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

受益者適格要件は、当社が最新の交付ガイドラインに基づき、信託期間満了日の10営業日前以前の発行会社が定める日に、受益候補者の中から本信託の受益者となるべきものを指定し、受益者の確定手続きが完了した後、信託期間満了日をもって受益者が確定する。

第5回新株予約権(平成30年2月15日開催の取締役会決議)

当社の代表取締役である樋口龍は、当社の企業価値の増大を図ることを目的として、将来の当社の取締役及び従業員向けのインセンティブ・プランとして、平成30年2月28日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成30年3月5日付で税理士佐野比呂之を受託者として「時価発行新株予約権信託」(以下「本信託(第5回新株予約権)」という。)を設定しており、当社は本信託(第5回新株予約権)に基づき、佐野比呂之に対して、平成30年3月9日に第5回新株予約権(平成30年2月28日臨時株主総会決議)を発行しております。

本信託(第5回新株予約権)の概要は以下のとおりであります。

決議年月日	平成30年2月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	受益者適格要件を満たす者(受益権確定事由の発生後一定の手続を経て存在するに至ります。)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

受益者適格要件は、当社が最新の交付ガイドラインに基づき、信託期間満了日の10営業日前以前の発行会社が定める日に、受益候補者の中から本信託の受益者となるべきものを指定し、受益者の確定手続きが完了した後、信託期間満了日をもって受益者が確定する。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	6,803	61,816,480	8,300	315,400,000
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	40,413	-	642,260	-

(注)平成30年3月15日開催の取締役会決議により、平成30年4月11日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。最近期間における保有自己株式数は株式分割後の株式数を記載しております。

3【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営上の重要な課題として認識しており、事業基盤の整備状況や事業展開の状況、業績や財政状態等を総合的に勘案しながら、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、内部留保の充実を図り、更なる成長に向けた事業の拡充や組織体制、システム環境の整備への投資等の財源として有効活用することが、株主に対する最大の利益還元につながると考え、配当を実施しておりません。

内部留保資金につきましては、今後の事業拡大のための人材の採用やシステム投資に充当していく予定であります。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員の状況】

男性11名 女性 - 名（役員のうち女性の比率 - %）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	-	樋口 龍	昭和57年11月23日生	平成13年4月 佐川急便株式会社入社 平成19年7月 株式会社青山メインランド入社 平成24年4月 株式会社GLOBAL GA 代表取締役就任 平成25年3月 当社設立 代表取締役社長 就任（現任）	(注)3	2,830,000 (注)5
専務取締役	Renosy第1 PM 本部長	清水 雅史	昭和55年8月8日生	平成21年1月 株式会社TFDコーポレー ション入社 平成24年4月 株式会社GLOBAL GA 専務取締役就任 平成25年3月 当社取締役就任（現任） 平成28年11月 当社Renosy第1 PM本部長就 任（現任）	(注)3	100,000
取締役	Renosy第2 PM 本部長	樋口 大	平成元年10月23日生	平成24年4月 株式会社オープンハウス入 社 平成25年4月 当社入社 平成26年1月 当社取締役就任（現任） 平成28年11月 当社Renosy第2 PM本部長就 任（現任）	(注)3	-
取締役	Renosyエンジニア 本部長	藤原 義久	昭和30年1月1日生	昭和52年4月 サンウェブ工業株式会社 入社 平成15年10月 サンウェブリビングデザ イン株式会社入社 平成27年4月 株式会社LIXILリニューア ル入社 平成28年6月 当社取締役就任（現任） 平成28年11月 当社Renosyエンジニア本部長 就任（現任）	(注)3	-
取締役	経営管理本部長	平川 秀年	昭和53年2月21日生	平成18年12月 あらた監査法人（現 PwC あらた有限責任監査法人） 入所 平成27年5月 当社入社 平成28年11月 当社経営管理本部長就任 平成29年3月 当社取締役経営管理本部長 就任（現任）	(注)3	-
取締役	CFO	渡辺 正志	昭和55年8月6日生	平成17年4月 株式会社国際協力銀行 入 行 平成19年3月 モルガン・スタンレー証券 株式会社（現 三菱UFJモ ルガン・スタンレー証券株 式会社）入社 平成29年1月 パークレイズ証券株式会社 入社 平成29年4月 当社入社 平成29年11月 当社取締役CFO就任（現 任）	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	-	久寿良木 健	昭和25年8月2日生	昭和50年4月 ソニー株式会社入社 平成5年11月 株式会社ソニー・コン ピュータエンタテインメン ト(現 株式会社ソニー・ インタラクティブエンタテ インメント)取締役就任 平成11年4月 株式会社ソニー・コン ピュータエンタテインメン ト(現 株式会社ソニー・ インタラクティブエンタテ インメント)代表取締役就 任 平成12年6月 ソニー株式会社取締役就任 平成15年11月 ソニー株式会社取締役副社 長兼COO就任 平成18年12月 株式会社ソニー・コン ピュータエンタテインメン ト(現 株式会社ソニー・ インタラクティブエンタテ インメント)代表取締役会 長兼グループCEO就任 平成19年6月 株式会社ソニー・コン ピュータエンタテインメン ト(現 株式会社ソニー・ インタラクティブエンタテ インメント)名誉会長就任 平成19年6月 ソニー株式会社シニア・テ クノロジーアドバイザー (現任) 平成21年10月 サイバーアイ・エンタテイ ンメント株式会社代表取締 役CEO(現任) 平成22年3月 楽天株式会社社外取締役 (現任) 平成23年6月 株式会社ノジマ社外取締役 (現任) 平成29年8月 アセント・ロボティックス 株式会社 社外取締役(現 任) 平成30年1月 当社社外取締役就任(現 任)	(注)3	127,560
監査役 (常勤)	-	照井 壽久	昭和26年6月1日生	昭和45年4月 株式会社リコー入社 平成23年6月 リコーテクノシステムズ株 式会社監査役就任 平成28年6月 当社社外監査役就任(現 任)	(注)4	-
監査役	-	上田 克己	昭和19年8月16日生	昭和43年4月 株式会社日本経済新聞社入 社 平成10年3月 株式会社日本経済新聞社出 版局長就任 平成11年7月 株式会社テレビ東京取締役 就任 平成13年7月 株式会社テレビ東京常務取 締役就任 平成16年7月 株式会社BSジャパン代表取 締役社長就任 平成19年7月 テレビ大阪株式会社代表取 締役社長就任 平成22年7月 テレビ大阪株式会社代表取 締役会長就任 平成24年7月 テレビ大阪株式会社顧問就 任(現任) 平成24年7月 東通産業株式会社社外取締 役就任(現任) 平成28年6月 当社社外監査役就任(現 任)	(注)4	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	-	尾崎 充	昭和39年9月29日生	平成元年10月 KPMGピートマーウィック港 監査法人（現 有限責任あ ずさ監査法人）入所 平成5年10月 中島公認会計士税理士事務 所入所 平成9年11月 株式会社アクティベート ジャパンコンサルティング 代表取締役就任（現任） 平成10年4月 尾崎公認会計士事務所設立 所長就任（現任） 平成10年4月 協立監査法人入所 平成20年6月 アクティベートジャパン税 理士法人 代表社員就任 （現任） 平成21年7月 株式会社リブセンス監査役 就任（現任） 平成28年6月 当社社外監査役就任（現 任）	(注) 4	-
監査役	-	湯原 心一	昭和53年9月11日生	平成13年4月 ソニー株式会社 入社 平成19年9月 Davis Polk & Wardwell LLP 入社 平成27年4月 早稲田大学高等研究所 助 教 平成28年4月 成蹊大学法学部 准教授 （現任） 平成30年1月 当社社外監査役就任（現 任）	(注) 4	-
計						3,057,560

- (注) 1. 取締役 久尋良木健は、社外取締役であります。
2. 監査役 照井壽久、上田克己、尾崎充、湯原心一は、社外監査役であります。
3. 平成30年3月30日開催の臨時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 平成30年3月30日開催の臨時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 代表取締役社長 樋口龍の所有株式数は、合同会社GGAが所有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。
6. 取締役 樋口大は、代表取締役社長 樋口龍の実弟であります。
7. 当社は経営の意思決定、監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は2名であり、Renosy開発本部長 石田雄一及び経営戦略本部長 川崎総一郎であります。
8. 当社は、法令に定める建設業の資格要件を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠取締役1名を選任しております。補欠取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
牧野 知行	昭和29年10月14日生	昭和52年4月 株式会社杉坂建築事務所入社 昭和55年12月 ブレインデザイン事務所入社 昭和57年12月 株式会社ブレイン建築事務所設立 取締役就任 平成25年9月 牧野建築事務所設立 所長就任（現任）	(注)	-

- (注) 補欠取締役の任期は、就任した時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（１）【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスの取り組みに関する基本方針

当社は、「テクノロジー×イノベーションで、人々に感動を。」を経営理念に掲げ、人々に感動を提供し、よりよい未来を創れるサービスを提供するため、企業価値を最大化するとともに、長期的かつ安定的な株主価値の向上に努めております。

すべてのステークホルダーを尊重し、企業の健全性、透明性を高めるとともに、長期的かつ安定的な株主価値の向上に努めるため、迅速で合理的な意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

コーポレート・ガバナンス体制の概要

a. 取締役会・役員体制

当社の取締役会は、取締役7名（うち社外取締役1名）で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役会については、原則として毎月1回の定期開催と、必要に応じて臨時開催を行っております。取締役会では、経営に関する重要事項についての意思決定を行うほか、取締役から業務執行状況の報告を適時受け、取締役の業務執行を監督しております。なお、取締役会の開催状況は、平成28年10月期6回、平成29年10月期16回開催しており、社外取締役の出席率は平成28年10月期100%、平成29年10月期93%となっており、随時、貴重な質問・意見等の発言をしております。

b. 監査役会・監査役

「Renosy」事業を営む当社においては、当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保し有効であると判断し当社は監査役会制度を採用しております。当社の監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役3名で構成され、当該4名は全員が社外監査役の要件を満たしております。毎月1回の監査役会を開催するとともに、取締役の法令・定款遵守状況及び職務執行の状況を監査し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるように努めております。

また、監査役は会計監査人及び内部監査担当者と緊密に連携するとともに、定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性と効率性の向上に努めております。常勤監査役は経営戦略会議にも出席し、日常的な経営監視を行っております。

c. 経営戦略会議

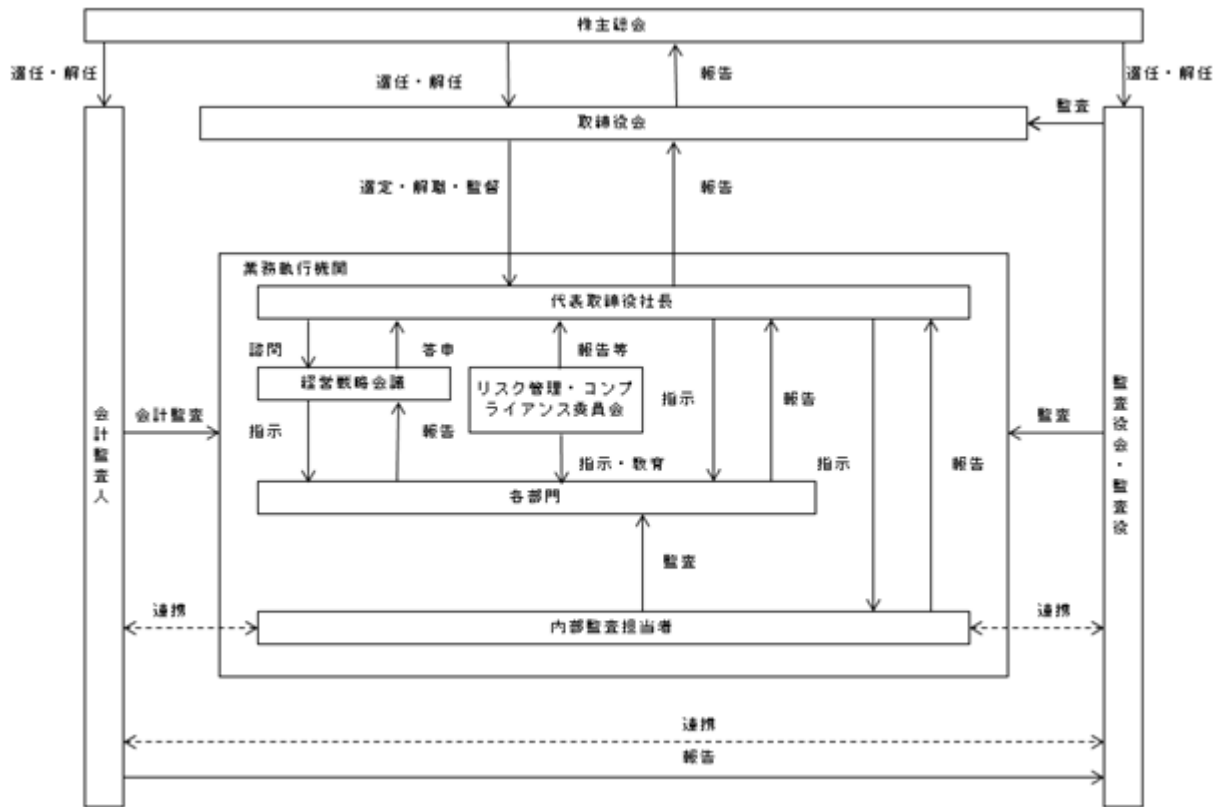
経営戦略会議は、常勤の取締役及び本部長で構成され、原則として月1回開催しております。意思決定の権限を有しておりませんが、取締役会への付議事項についての事前討議、経営上の重要事項等の審議を行い、経営活動の効率化を図っております。

また、常勤監査役が出席しモニタリングを行っております。

d. リスク管理・コンプライアンス委員会

リスク管理・コンプライアンス委員会は、代表取締役社長、常勤の取締役、各本部長、その他代表取締役社長が必要と認めた者で構成され、コンプライアンス及び利害関係人との取引について審議し、「リスク管理・コンプライアンス委員会規程」で定められた運営に従って法令遵守等のコンプライアンスの観点から審査を行います。

なお、これらの模式図は次のとおりです。



内部統制システムの整備状況

当社は、会社法第362条第4項第6号に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとしての法務省令で定める体制」（内部統制システム）の整備に向けて、取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議しております。その概要は以下の通りであります。

- a. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社の業務の適正を確保するために必要な体制
 - (a) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに業務の適正を確保するため、「コンプライアンス規範」等を定める。
 - (b) 取締役は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
 - (c) 監査役は、「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。
 - (d) 当社は、法令、定款及び社内規則に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「内部通報規程」を定めるとともに、社内及び社外の通報窓口を設置する。当社は、当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の業務執行に係る決定に関する記録・稟議書については、法令及び社内規程に基づき作成・保存・管理する。保存されている書類は取締役及び監査役の要求に応じて、閲覧可能な状態にする。
- c. リスク管理に関する規程その他の体制
 - (a) 「リスク管理規程」に基づきリスクの発生を未然に防止する。
 - (b) 万が一、リスクが発生した場合においても定められた初期対応に関する規程に基づき被害（損失）の極小化を図る。
 - (c) リスク管理を網羅的・統括的に行うため、リスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、周知徹底を図る。

- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役は取締役会にて、法令・定款・社内規程の定めのある事項に関わる重要な意思決定事項を協議し決定する。
 - (b) 社外取締役の招聘により、経営の透明性と公正な意思決定をより強化する。
 - (c) 職務分掌及び職務権限を明確にし、事業執行については、各事業執行部門へ権限を委譲することにより意思決定の迅速化を図ると共に、取締役は事業執行責任者に委ねた事業執行の監督を行う。
 - (d) 取締役会の下部組織として、取締役及び事業執行責任者等で構成される経営戦略会議等を設置し、取締役会から委譲された範囲内で事業執行に関する重要事項の審議を行い、意思決定の適正化と迅速化を図る。
- e. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (a) コンプライアンス（企業倫理・法令遵守）を含むCSR（Corporate Social Responsibility）を推進するために制定された「コンプライアンス規範」の展開・浸透・定着を図るためのリスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、啓蒙・教育・促進を図る。更にコンプライアンス違反に関する通報・相談の窓口としての「ホットライン」を活用し、コンプライアンスの充実を図る。
 - (b) 内部統制報告制度、金融商品取引法及びその他の法令への適合を含め、「法律、社会規範、社内ルールの遵守」、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の高い信頼性の維持」、「資産の保全」を狙いとした内部統制の仕組みを構築し、ビジネスプロセスの運用に努める。
 - (c) 内部監査担当者を選任し、経営諸活動の遂行状況を、合法性と合理性の観点から検討・評価し、助言・指導を実施する。
- f. 業務の適正を確保するための体制
- (a) 適正な管理・運営の基本原則について社内規則を定め、この規則に則り、業績向上を管理する主管管理部門を明確にして管理を行う。
 - (b) 適正な管理・運営に関する基本原則が定められており、当社のステークホルダーの権益を損なうことのないよう企業としての独立性と透明性を確保したうえで、会社の方向性と経営課題の調整を行う。
- g. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役のある場合、監査役の職務執行を補助する使用人を置く。当該使用人は、監査役の指揮命令に従うものとし、その人事については、監査役と事前に協議を行う。
- h. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (a) 取締役及び使用人等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならない。
 - (b) 前項により監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。
- i. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役は、取締役会ほか重要な会議に出席するなど、取締役から職務の執行状況を聴取し、また重要な決裁書類等を閲覧し、事業部門に対し、状況に応じた厳正な監査を実施する。
 - (b) 監査役が、重要な会議に出席するほか取締役等と定期的に意見交換が行えるようにする。
 - (c) 監査役が、会計監査人及び内部監査担当者との相互連携が重要であるとの認識の下、定期的な打ち合わせ等による三者間での情報及び課題の共有化を通じて、効果的な監査を実施することができるようにする。
- j. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。

内部監査及び監査役監査の状況

内部監査は、内部監査担当者3名が内部監査業務を実施しております。内部監査については、毎期内部監査計画に基づいて、法令、社内規程等にしがたって業務が行われているかを監査しております。監査の結果については、代表取締役へ報告する体制となっております。

監査役監査については、監査役監査計画に基づいて、取締役会をはじめとする重要な会議に出席するとともに取締役及び各部門へのヒアリングや重要書類の閲覧を行い、取締役の職務執行及び意思決定についての監査を行っております。監査の結果については、原則として月1回開催される監査役会において情報共有を図っております。

なお、内部監査担当者、監査役及び会計監査人は適宜打合せを行い、情報共有や相互の協力等の連携を図っております。

会計監査の状況

当社は新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

なお、監査業務を行った公認会計士の氏名、補助者の構成については以下のとおりであります。

公認会計士の氏名等		所属する監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員	鈴木 真一郎	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員	中川 政人	新日本有限責任監査法人

(注) 1. 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

2. 監査業務に係る補助者の構成 公認会計士6名、その他8名

社外取締役及び社外監査役

当社は社外取締役1名及び社外監査役4名を選任しております。

社外取締役久尋良木健は、主にエンタテインメント事業及び技術分野における専門的な知識や幅広い企業経営の経験を有しており、その経験・知見を活かして社外取締役として監督・提言を行っております。

社外監査役照井壽久は、株式会社リコーでの管理業務における豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験・知見を活かして社外監査役として監査を行っております。

社外監査役上田克己は、企業経営に携わってきた豊富な経験を有しており、その経験・知見を活かして社外監査役として監査を行っております。

社外監査役尾崎充は、公認会計士であり、会計分野における高度な知識を有しており、その経験・知見を活かして社外監査役として監査を行っております。

社外監査役湯原心一は、会社法、金融商品取引法に関し専門的な知識を有しており、その知見を活かして社外監査役として監査を行っております。

なお、久尋良木健は当社株式を127,560株保有しておりますが、社外取締役、社外監査役及び当社との間に、これ以外の人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

また、当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針として定めているものではありませんが、東京証券取引所の定める独立役員に関する基準等を参考に選任しております。

役員報酬の内容

a. 役員の区分ごとの報酬の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

(平成29年10月期)

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	104,500	104,500	-	-	-	5
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-	-
社外取締役	4,200	4,200	-	-	-	1
社外監査役	12,000	12,000	-	-	-	3

(注) 前の項目における社外取締役および社外監査役の員数は本書届出日現在で記載しており、本表における役員の員数とは異なっております。また上記金額には、使用人兼務役員の使用人分の給与等は含まれておりません。

b. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の役員の報酬等の額は、株主総会で定められた報酬限度内において、各役員の職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案して、取締役については代表取締役社長に一任し、監査役については監査役会の協議で報酬額を決定しております。

c. 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

d. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

上記のほか、使用人兼務取締役(1名)に対する使用人分給与として12,000千円支給しております。

株式の保有状況

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

b. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

c. 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額ならびに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

該当事項はありません。

取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款で定めております。

取締役選任の決議要件

当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、並びに累積投票によらない旨を定款に定めております。

取締役及び監査役の責任免除の内容の概要

当社は、会社法第426条第1項に基づき、取締役会の決議をもって、取締役及び監査役(取締役及び監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、期待される役割を十分に発揮する環境を整備することを目的とするものであります。

社外取締役及び社外監査役の責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意で重大な過失がないときには、法令が定めた額を限度とする契約を締結しております。

株主総会の特別決議の要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年4月30日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】**【監査公認会計士等に対する報酬の内容】**

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
9,000	-	18,000	-

【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針はありませんが、当社の規模・特性・監査日数等を勘案して、監査公認会計士から提示された見積案をもとに監査役会の同意を得た上で決定しております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成27年11月1日から平成28年10月31日まで)及び当事業年度(平成28年11月1日から平成29年10月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(平成30年2月1日から平成30年4月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成29年11月1日から平成30年4月30日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

- (1) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)第5条第2項により、当社では、子会社(1社)の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。
なお、当該子会社については、平成28年10月31日に清算を結了しております。
- (2) 当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、経理・財務等に関するセミナーに参加しております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年10月31日)	当事業年度 (平成29年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	291,418	460,702
売掛金	2,228	885
完成工事未収入金	-	4,780
販売用不動産	167,099	96,891
未成工事支出金	-	3,354
貯蔵品	348	1,165
前渡金	9,277	46,850
前払費用	9,926	21,245
繰延税金資産	-	10,862
その他	17,130	320
貸倒引当金	1,100	885
流動資産合計	496,329	646,172
固定資産		
有形固定資産		
建物		
減価償却累計額	3,142	6,245
建物(純額)	28,394	40,184
機械及び装置		
減価償却累計額	1,072	1,235
機械及び装置(純額)	163	0
車両運搬具		
減価償却累計額	1,212	1,533
車両運搬具(純額)	0	641
工具、器具及び備品		
減価償却累計額	4,863	11,258
工具、器具及び備品(純額)	12,570	20,536
リース資産		
減価償却累計額	-	500
リース資産(純額)	-	4,646
有形固定資産合計	41,128	66,009
無形固定資産		
商標権	149	203
ソフトウェア	10,694	56,180
ソフトウェア仮勘定	43,598	48,954
リース資産	7,903	10,976
無形固定資産合計	62,344	116,314
投資その他の資産		
出資金	70	80
敷金及び保証金	76,791	116,954
長期前払費用	6,770	7,241
長期預金	39,302	40,705
繰延税金資産	-	4,320
その他	102	546
投資その他の資産合計	123,037	169,847
固定資産合計	226,510	352,171
資産合計	722,839	998,344

(単位:千円)

	前事業年度 (平成28年10月31日)	当事業年度 (平成29年10月31日)
負債の部		
流動負債		
工事未払金	-	14,219
短期借入金	83,471	-
1年内返済予定の長期借入金	72,636	74,748
リース債務	3,726	6,250
未払金	101,240	101,327
未払費用	9	60
未払法人税等	-	89,286
未払消費税等	15,579	29,895
未成工事受入金	-	16,064
前受金	1,800	-
預り金	42,809	88,519
アフター保証引当金	-	4,669
転貸損失引当金	1,765	2,140
流動負債合計	323,037	427,182
固定負債		
長期借入金	292,951	154,775
リース債務	13,623	20,527
空室損失引当金	52,167	19,446
預り保証金	26,067	32,505
資産除去債務	-	7,290
固定負債合計	384,809	234,544
負債合計	707,847	661,727
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	33,116	82,075
資本剰余金合計	33,116	82,075
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	28,901	229,927
利益剰余金合計	28,901	229,927
自己株式	89,223	76,365
株主資本合計	14,992	335,637
新株予約権	-	980
純資産合計	14,992	336,617
負債純資産合計	722,839	998,344

【四半期貸借対照表】

(単位:千円)

当第2四半期会計期間
(平成30年4月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,085,429
売掛金	1,900
完成工事未収入金	916
販売用不動産	117,684
未成工事支出金	2,689
貯蔵品	2,005
前渡金	151,063
前払費用	42,523
繰延税金資産	10,862
その他	32,835
流動資産合計	1,447,910
固定資産	
有形固定資産	149,416
無形固定資産	167,362
投資その他の資産	193,935
固定資産合計	510,715
資産合計	1,958,625
負債の部	
流動負債	
工事未払金	2,919
短期借入金	331,100
1年内返済予定の長期借入金	79,482
リース債務	6,949
未払金	156,963
未払費用	349
未払法人税等	93,491
未払消費税等	18,861
未成工事受入金	30,037
預り金	133,941
アフター保証引当金	7,842
転貸損失引当金	2,275
その他	700
流動負債合計	864,913
固定負債	
長期借入金	167,522
リース債務	20,475
空室損失引当金	26,963
預り保証金	48,244
資産除去債務	7,301
固定負債合計	270,507
負債合計	1,135,420
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	381,788
利益剰余金	401,107
自己株式	60,678
株主資本合計	822,217
新株予約権	987
純資産合計	823,205
負債純資産合計	1,958,625

【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)	当事業年度 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)
売上高	5,373,624	9,557,609
売上原価	4,498,734	7,804,409
売上総利益	874,889	1,753,200
販売費及び一般管理費		
役員報酬	62,850	116,646
給料及び手当	286,507	402,766
法定福利費	45,911	70,517
採用教育費	104,530	80,524
退職給付費用	383	5,776
広告宣伝費	85,915	233,416
貸倒引当金繰入額	1,100	-
業務委託費	38,325	33,826
販売促進費	38,626	41,537
地代家賃	73,916	84,087
減価償却費	12,234	25,171
租税公課	40,383	53,490
研究開発費	12,504	39,895
その他	147,346	209,376
販売費及び一般管理費合計	950,533	1,397,033
営業利益又は営業損失()	75,644	356,167
営業外収益		
受取利息	963	8
受取配当金	7	0
その他	139	5,079
営業外収益合計	1,111	5,088
営業外費用		
支払利息	20,096	7,869
株式交付費	-	11,200
支払手数料	7,470	5,921
営業外費用合計	27,567	24,990
経常利益又は経常損失()	102,099	336,265
特別損失		
固定資産除却損	21,283	-
リース解約損	-	3,332
減損損失	20,000	-
関係会社清算損	9,693	-
特別損失合計	30,977	3,332
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	133,077	332,932
法人税、住民税及び事業税	200	89,286
法人税等調整額	-	15,183
法人税等合計	200	74,103
当期純利益又は当期純損失()	133,277	258,828

【売上原価明細書】

区分	前事業年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)		当事業年度 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)	
	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
不動産仕入高	4,199,030	93.3	7,443,794	95.4
転貸物件支払家賃	245,770	5.5	312,695	4.0
空室損失引当金繰入額	52,167	1.2	23,114	0.3
転貸損失引当金繰入額	1,765	0.0	787	0.0
アフター保証引当金繰入額	-	-	4,669	0.1
外注費	-	-	65,576	0.8
売上原価	4,498,734	100.0	7,804,409	100.0

【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位:千円)

	当第2四半期累計期間 (自平成29年11月1日 至平成30年4月30日)
売上高	8,159,981
売上原価	6,740,983
売上総利益	1,418,997
販売費及び一般管理費	1,144,857
営業利益	274,140
営業外収益	
受取利息	7
営業外収益合計	7
営業外費用	
支払利息	3,634
支払手数料	2,462
株式交付費	3,800
営業外費用合計	9,896
経常利益	264,251
税引前四半期純利益	264,251
法人税等	93,071
四半期純利益	171,180

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)

(単位:千円)

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	10,000	-	-	104,381	104,381	50,400	63,981	-	63,981
当期変動額									
新株の発行	89,994						89,994		89,994
利益剰余金から資本金への振替	5			5	5		-		-
当期純損失()				133,277	133,277		133,277		133,277
自己株式の取得						50,700	50,700		50,700
自己株式の処分		33,116	33,116			11,876	44,993		44,993
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									-
当期変動額合計	90,000	33,116	33,116	133,283	133,283	38,823	48,990	-	48,990
当期末残高	100,000	33,116	33,116	28,901	28,901	89,223	14,992	-	14,992

当事業年度(自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)

(単位:千円)

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	100,000	33,116	33,116	28,901	28,901	89,223	14,992	-	14,992
当期変動額									
当期純利益				258,828	258,828		258,828		258,828
自己株式の処分		48,958	48,958			12,857	61,816		61,816
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								980	980
当期変動額合計	-	48,958	48,958	258,828	258,828	12,857	320,645	980	321,625
当期末残高	100,000	82,075	82,075	229,927	229,927	76,365	335,637	980	336,617

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)	当事業年度 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	133,077	332,932
減価償却費	12,234	25,171
減損損失	20,000	-
関係会社清算損益(は益)	9,693	-
リース解約損	-	3,332
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,100	215
空室損失引当金の増減額(は減少)	52,167	32,720
転貸損失引当金の増減額(は減少)	1,765	374
アフター保証引当金の増減額(は減少)	-	4,669
受取利息及び受取配当金	971	9
支払利息	20,096	7,869
固定資産除却損	1,283	-
売上債権の増減額(は増加)	2,228	3,436
たな卸資産の増減額(は増加)	167,374	69,390
前渡金の増減額(は増加)	4,058	37,572
仕入債務の増減額(は減少)	-	14,219
未払金の増減額(は減少)	28,598	5,964
未成工事支出金の増減額(は増加)	-	3,354
未成工事受入金の増減額(は減少)	-	16,064
預り金の増減額(は減少)	32,433	45,709
預り保証金の増減額(は減少)	21,243	6,438
未払消費税等の増減額(は減少)	9,341	15,167
その他の資産の増減額(は増加)	16,506	11,914
その他の負債の増減額(は減少)	1,800	1,800
その他	3,028	3,307
小計	101,312	459,588
利息及び配当金の受取額	971	9
利息の支払額	20,601	7,526
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	42,678	15,354
営業活動によるキャッシュ・フロー	163,620	467,425
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	26,402	27,502
定期預金の払戻による収入	10,000	33,600
有形固定資産の取得による支出	23,201	23,443
無形固定資産の取得による支出	44,660	68,291
貸付けによる支出	136,330	-
貸付金の回収による収入	136,330	-
敷金及び保証金の差入による支出	39,068	70,332
敷金及び保証金の回収による収入	27,386	28,062
その他	40	610
投資活動によるキャッシュ・フロー	95,986	128,516
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	77,836	83,471
長期借入れによる収入	305,000	52,000
長期借入金の返済による支出	51,190	188,064
リース債務の返済による支出	1,985	5,386
株式の発行による収入	89,994	-
自己株式の売却による収入	44,993	61,816
自己株式の取得による支出	50,700	-
新株予約権の発行による収入	-	980
財務活動によるキャッシュ・フロー	413,947	162,125
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	154,340	176,784
現金及び現金同等物の期首残高	124,977	279,318
現金及び現金同等物の期末残高	279,318	456,102

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間
 (自 平成29年11月1日
 至 平成30年4月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	264,251
減価償却費	17,486
貸倒引当金の増減額（は減少）	885
空室損失引当金の増減額（は減少）	7,517
転貸損失引当金の増減額（は減少）	135
アフター保証引当金の増減額（は減少）	3,173
受取利息及び受取配当金	7
支払利息	3,634
売上債権の増減額（は増加）	2,848
たな卸資産の増減額（は増加）	21,632
前渡金の増減額（は増加）	104,213
仕入債務の増減額（は減少）	11,299
未払金の増減額（は減少）	48,442
未成工事支出金の増減額（は増加）	665
未成工事受入金の増減額（は減少）	13,972
預り金の増減額（は減少）	45,421
預り保証金の増減額（は減少）	15,738
未払消費税等の増減額（は減少）	10,745
その他の資産の増減額（は増加）	51,482
その他の負債の増減額（は減少）	700
その他	2,745
小計	226,466
利息の受取額	7
利息の支払額	3,132
法人税等の支払額	88,866
営業活動によるキャッシュ・フロー	134,474
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	2,301
定期預金の払戻による収入	4,800
有形固定資産の取得による支出	88,260
無形固定資産の取得による支出	52,797
敷金及び保証金の差入による支出	27,920
投資活動によるキャッシュ・フロー	166,480
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（は減少）	331,100
長期借入れによる収入	60,000
長期借入金の返済による支出	42,519
リース債務の返済による支出	3,254
自己株式の売却による収入	315,400
新株予約権の発行による収入	7
財務活動によるキャッシュ・フロー	660,733
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	628,727
現金及び現金同等物の期首残高	456,102
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,084,829

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自平成27年11月1日至平成28年10月31日)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 販売用不動産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、建物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	5年~20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 空室損失引当金

空室保証による損失リスクに備えるため、合理的な見積可能期間内に発生が見込まれる損失の額に対して損失見込額を計上しております。

(3) 転貸損失引当金

賃貸支出が賃貸収入を上回る部分について、合理的な見積可能期間内に発生が見込まれる損失の額に対して個別契約ごとに損失見込額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手元資金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限が到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 販売用不動産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 未成工事支出金

個別法による原価法を採用しております。

(3) 貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、建物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	5年~20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 空室損失引当金

空室保証による損失リスクに備えるため、合理的な見積可能期間内に発生が見込まれる損失の額に対して損失見込額を計上しております。

(3) 転貸損失引当金

賃貸支出が賃貸収入を上回る部分について、合理的な見積可能期間内に発生が見込まれる損失の額に対して個別契約ごとに損失見込額を計上しております。

(4) アフター保証引当金

アフター保証が付帯された契約について、合理的な見積可能期間内に発生が見込まれる損失の額に対して損失見込額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手元資金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクが負わない取得日から3か月以内に償還期限が到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1) 概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

(分類1) から (分類5) に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い

(分類2) 及び (分類3) に係る分類の要件

(分類2) に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い

(分類3) に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い

(分類4) に係る分類の要件を満たす企業が (分類2) 又は (分類3) に該当する場合の取扱い

(2) 適用予定日

平成29年10月期の期首より適用いたします。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による財務諸表に与える影響はありません。

当事業年度(自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度(自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年10月31日)	当事業年度 (平成29年10月31日)
販売用不動産	167,099千円	- 千円
長期預金	35,002	35,005
計	202,102	35,005

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年10月31日)	当事業年度 (平成29年10月31日)
短期借入金	46,000千円	- 千円
1年内返済予定の長期借入金	53,388	57,300
長期借入金	194,425	130,097
計	293,813	187,397

(損益計算書関係)

- 1 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)	当事業年度 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)
研究開発費	12,504千円	39,895千円

- 2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)	当事業年度 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)
商標権	1,283千円	- 千円

- 3 リース解約損の内容は、次のとおりであります。

前事業年度（自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日）
複合機の契約期間中の解約により生じたものであります。

- 4 減損損失の内容は、次のとおりであります。

前事業年度（自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日）
以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
本社	遊休資産	リース資産、ソフトウェア仮勘定

当社は「Renosy」事業を単一の事業として行っておりますので、全ての事業用資産を単一の資産グループとしてグルーピングを行っております。また、遊休資産については個別資産ごとに資産のグルーピングを行っております。

「Renosy」事業において、一部製作途中の投資不動産用プログラムについて製作中止の意思決定を行ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（20,000千円）として特別損失に計上いたしました。

なお、回収可能価額は使用価値により測定し、ゼロとして算定しております。

当事業年度（自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日）
該当事項はありません。

- 5 関係会社清算損

前事業年度（自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日）
関係会社清算損は、子会社である株式会社Teegalに対するものであります。

当事業年度（自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日）
該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	200,000	12,569	-	212,569
合計	200,000	12,569	-	212,569
自己株式				
普通株式（注）2	21,000	32,500	6,284	47,216
合計	21,000	32,500	6,284	47,216

(注) 1. 普通株式の発行済株式数の増加は、第三者割当増資による増加12,569株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加32,500株は、株主総会決議による自己株式の取得によるものであります。

普通株式の自己株式の株式数の減少6,284株は、第三者割当の方法による自己株式の処分によるものであります。

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	212,569	-	-	212,569
合計	212,569	-	-	212,569
自己株式				
普通株式（注）	47,216	-	6,803	40,413
合計	47,216	-	6,803	40,413

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少6,803株は、第三者割当の方法による自己株式の処分による減少であります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	980
	合計	-	-	-	-	-	980

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)	当事業年度 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)
現金及び預金勘定	291,418千円	460,702千円
預入期間が3か月を超える定期預金	12,100	4,600
現金及び現金同等物	279,318	456,102

(リース取引関係)

前事業年度(自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

無形固定資産

本社における会計ソフト(ソフトウェア)であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	当事業年度 (平成28年10月31日)
1年内	1,018千円
1年超	4,639
合計	5,657

当事業年度(自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア)有形固定資産

本社における複合機(工具、器具及び備品)であります。

(イ)無形固定資産

本社における会計ソフト(ソフトウェア)等であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	当事業年度 (平成29年10月31日)
1年内	1,429千円
1年超	5,680
合計	7,110

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業を行うための資金計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に事務所の賃貸借契約によるものであり、差入先の信用リスクに晒されております。長期預金は、定期積金と定期預金であり、取引先金融機関の信用リスクに晒されております。

借入金には主に販売用不動産の購入に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されております。未払金、預り金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。リース債務は、複合機等の事務用機器等に係るものであり、流動性リスクに晒されております。預り保証金は、賃貸借契約に係る保証金であり、契約満了時に一括して返還するものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、取引相手ごとに期日及び残高を管理しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

経営管理本部が資金計画を作成・更新するとともに手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	291,418	291,418	-
(2) 売掛金	2,228		
貸倒引当金() 1	1,100		
	1,128	1,128	-
(3) 敷金及び保証金() 2	47,298	46,974	324
(4) 長期預金	39,302	39,313	10
資産計	379,147	378,834	313
(1) 短期借入金	83,471	83,471	-
(2) 未払金	101,240	101,240	-
(3) 預り金	42,809	42,809	-
(4) 長期借入金() 3	365,587	366,119	532
(5) リース債務() 3	17,349	17,065	283
(6) 預り保証金	26,067	26,196	129
負債計	636,525	636,903	377

() 1. 売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

2. 貸借対照表における敷金及び保証金の金額と上表における貸借対照表計上額との差額は、当事業年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用見込額）の未償却残高であります。
3. 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含み、リース債務は流動負債と固定負債の合計額であります。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4)長期預金

長期預金の時価は、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1)短期借入金、(2)未払金、(3)預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定しております。

(5)リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を同様の新規リースを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定しております。

(6)預り保証金

預り保証金の時価の算定は、償還予定時期を見積り、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	288,763	-	-	-
売掛金	2,228	-	-	-
敷金及び保証金	-	-	-	47,298
長期預金	-	14,300	25,002	-
合計	290,992	14,300	25,002	47,298

3. 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	83,471	-	-	-	-	-
長期借入金	72,636	127,236	56,808	44,675	21,608	42,624
リース債務	3,726	3,827	3,932	4,040	1,823	-
合計	159,833	131,063	60,740	48,715	23,431	42,624

当事業年度(自平成28年11月1日至平成29年10月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業を行うための資金計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に事務所の賃貸借契約によるものであり、差入先の信用リスクに晒されております。長期預金は、定期積金と定期預金であり、取引先金融機関の信用リスクに晒されております。

工事未払金、未払金、預り金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。借入金は主に販売用不動産の購入に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されております。リース債務は、複合機等の事務用機器等に係るものであり、流動性リスクに晒されております。預り保証金は、賃貸借契約に係る保証金であり、契約満了時に一括して返還するものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、取引相手ごとに期日及び残高を管理しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

経営管理本部が資金計画を作成・更新するとともに手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	460,702	460,702	-
(2) 売掛金	885		
貸倒引当金() 1	885		
	-	-	-
(3) 完成工事未収入金	4,780	4,780	-
(4) 敷金及び保証金() 2	89,567	87,068	2,499
(5) 長期預金	40,705	40,714	9
資産計	595,754	593,264	2,489
(1) 工事未払金	14,219	14,219	-
(2) 未払金	101,327	101,327	-
(3) 未払法人税等	89,286	89,286	-
(4) 預り金	88,519	88,519	-
(5) 長期借入金() 3	229,523	226,722	2,800
(6) リース債務() 3	26,777	25,973	804
(7) 預り保証金	32,505	32,609	104
負債計	582,159	578,658	3,500

() 1. 売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

2. 貸借対照表における敷金及び保証金の金額と上表における貸借対照表計上額との差額は、当事業年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額(賃借建物の原状回復費用見込額)の未償却残高であります。

3. 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含み、リース債務は流動負債と固定負債の合計額であります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)売掛金、(3)完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5)長期預金

長期預金の時価は、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1)工事未払金、(2)未払金、(3)未払法人税等、(4)預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定しております。

(6)リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を同様の新規リースを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定しております。

(7)預り保証金

預り保証金の時価は、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	445,471	-	-	-
売掛金	885			
完成工事未収入金	4,780	-	-	-
敷金及び保証金	-	-	-	89,567
長期預金	-	40,705	-	-
合計	451,136	40,705	-	89,567

3. 長期借入金、リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	74,748	60,720	47,679	26,261	18,397	1,718
リース債務	6,250	6,422	6,599	4,454	2,388	662
合計	80,998	67,142	54,278	30,715	20,785	2,380

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出制度を採用しております。

2. 退職給付費用の金額

	当事業年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)
確定拠出制度への要拠出額(千円)	383

当事業年度(自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出制度を採用しております。

2. 退職給付費用の金額

	当事業年度 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)
確定拠出制度への要拠出額(千円)	5,776

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)

1. 財貨取得取引における当初の資産計上額及び科目名

(単位:千円)

	当事業年度 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)
現金及び預金	980

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社取締役 3名 当社従業員 16名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 7,000株	普通株式 9,005株
付与日	平成29年5月15日	平成29年5月15日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成29年5月26日 至 平成39年5月11日	自 平成31年5月16日 至 平成39年5月11日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成29年10月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	-
付与	7,000	9,005
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	7,000	9,005
権利確定後 (株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格 (円)	7,160	7,160
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、当社が未公開企業であるため本源的価値によっております。また、本源的価値を算出する基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF(ディスカウント・キャッシュ・フロー)方式によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映する方法によっております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	- 円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの	- 円
権利行使日における本源的価値の合計額	

(税効果会計関係)

前事業年度(平成28年10月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成28年10月31日)
繰延税金資産	
空室損失引当金	18,159千円
控除対象外消費税	1,611
税務上の繰越欠損金	27,419
その他	2,596
繰延税金資産小計	49,786
評価性引当額	49,786
繰延税金資産合計	-
繰延税金資産の純額	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した35.36%から平成28年11月1日に開始する事業年度及び平成29年11月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については34.81%に、平成30年11月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、34.59%となります。

なお、この税率変更による財務諸表に与える影響はありません。

当事業年度(平成29年10月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成29年10月31日)
繰延税金資産	
空室損失引当金	6,769
アフター保証引当金	1,625
未払事業税	8,106
資産除去債務	2,521
控除対象外消費税	1,327
敷金の償却	728
その他	1,481
繰延税金資産小計	22,559
評価性引当額	4,928
繰延税金資産合計	17,631
繰延税金負債	
資産除去債務	2,448
繰延税金負債合計	2,448
繰延税金資産の純額	15,183

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成29年10月31日)
法定実効税率	34.81%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.59
住民税均等割	0.21
評価性引当額の増減	13.47
その他	0.12
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.26

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 平成27年11月1日至 平成28年10月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

本社建物の不動産賃貸借契約に基づく、退去時における原状回復に係る債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度(自 平成28年11月1日至 平成29年10月31日)

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

大阪支社建物の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における現状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

大阪支社建物については、使用見込期間を取得から15年と見積もり、割引率は0.307%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (平成29年10月31日)
期首残高	- 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	7,280
時の経過による調整額	9
期末残高	7,290

2. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

本社建物の不動産賃貸借契約に基づく、退去時における原状回復に係る債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)

当社の事業セグメントは、「Renosy」事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)

当社の事業セグメントは、「Renosy」事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産は全て本邦に所在しているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産は全て本邦に所在しているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)

当事業年度において、固定資産の減損損失20,000千円を計上しておりますが、当社は、「Renosy」事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日）

関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主	株式会社SYホールディングス	東京都渋谷区	214,200	不動産業		自己株式の取得	自己株式の買い取り（注）	50,700	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）自己株式の取得は、平成28年2月1日開催の臨時株主総会決議に基づき、第三者算定機関による株主価値の算定結果を参考に、1株1,560円で取得しております。なお、株式会社SYホールディングスは、当社株式の売却により、関連当事者に該当しなくなりました。

（２）財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	樋口 龍	-	-	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 57.5 間接 28.1	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証（注）1	385,158	-	-
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	合同会社GGA	東京都渋谷区	1,000	資産管理会社	(被所有) 直接 28.1	資金の貸付	資金の貸付 資金の返済（注）2	136,330 136,330	-	-
							利息の受取（注）2	946	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．当社の銀行借入に関して債務保証を受けております。取引金額は当事業年度の末日現在の被保証残高であります。また、保証料の支払いは行っておりません。

2．資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

当事業年度（自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	樋口 龍	-	-	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 55.2 間接 27.0	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証（注）	229,523	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）当社の銀行借入に関して債務保証を受けております。取引金額は当事業年度の末日現在の被保証残高であります。また、保証料の支払いは行っておりません。

(1株当たり情報)

前事業年度(自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)

	当事業年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)
1株当たり純資産額	4.53円
1株当たり当期純損失金額()	41.38円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は、平成30年4月11日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)
当期純損失金額()(千円)	133,277
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る当期純損失金額()(千円)	133,277
普通株式の期中平均株式数(株)	3,220,381
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-

当事業年度(自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)

	当事業年度 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)
1株当たり純資産額	97.48円
1株当たり当期純利益金額	77.35円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、平成30年4月11日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)
当期純利益金額(千円)	258,828
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	258,828
普通株式の期中平均株式数(株)	3,345,899
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類(新株予約権の数16,005個) これらの詳細は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)

(株式分割の実施及び単元株制度の採用)

当社は、平成30年3月15日開催の取締役会決議に基づき、平成30年4月11日をもって株式分割を行っております。また、平成30年3月30日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付をもって定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

(2) 株式分割の概要

分割方法

平成30年4月10日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき20株の割合をもって分割しております。

分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	212,569株
今回の株式分割により増加する株式数	4,038,811株
株式分割後の発行済株式総数	4,251,380株
株式分割後の発行可能株式総数	17,000,000株

株式分割の効力発生日

平成30年4月11日

1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

(3) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

(新株予約権の発行)

当社は、平成30年1月29日開催の定時株主総会において、当社従業員に対し、第3回新株予約権を発行することを決議しました。また平成30年2月28日開催の臨時株主総会において、将来の当社の取締役及び従業員に対し、第4回新株予約権及び第5回新株予約権を発行することを決議しました。いずれの新株予約権も当社の企業価値の増大を図ることを目的として発行するものです。なお、新株予約権の概要は以下の通りです。

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
新株予約権の割当日	平成30年1月30日	平成30年3月9日	平成30年3月9日
新株予約権の数(個)	1,630	2,500	5,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,630(注)1	2,500(注)1	5,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	38,000(注)2	38,000(注)2	38,000(注)2
新株予約権の行使期間	自平成32年1月31日 至平成40年1月11日	自平成32年8月1日 至平成40年3月8日	自平成33年8月1日 至平成40年3月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 38,000 資本組入額 19,000	発行価格 38,000 資本組入額 19,000	発行価格 38,000 資本組入額 19,000
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)4	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。	新株予約権を譲渡により取得する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。	新株予約権を譲渡により取得する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。
新株予約権の割当対象者及び割当個数	従業員36名 1,630個	税理士佐野比呂之 2,500個(注)6	税理士佐野比呂之 5,000個(注)6

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、上記の他、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行+新規発行株式数} \times \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{新規発行前の1株あたり時価}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式数にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使条件は以下の通りであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- (5) 新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合を限度として行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき 1 個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

平成32年 8 月 1 日から平成33年 7 月31日まで

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の 4 分の 1

平成33年 8 月 1 日から平成34年 7 月31日まで

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の 4 分の 2

平成34年 8 月 1 日から平成35年 7 月31日まで

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の 4 分の 3

平成35年 8 月 1 日から行使期間の最終日まで

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のすべて

4. 新株予約権の行使条件は以下の通りであります。

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「受託者」という。)は、新株予約権を行使することができず、かつ、要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より新株予約権の付与を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)のみが新株予約権を行使できることとする。
- (2) 新株予約権者は、平成31年10月期乃至平成33年10月期のいずれかの期において、当社損益計算書に記載された営業利益(当社が連結財務諸表を作成することとなった場合には、連結営業利益を参照する。)の額が下記 乃至 に掲げる各水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうちそれぞれ定められた割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を上限として、権利を行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に 1 個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。また、参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合や決算期を変更する場合等これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

営業利益が1,000百万円を超過した場合 行使可能割合：50%

営業利益が2,000百万円を超過した場合 行使可能割合：75%

営業利益が4,000百万円を超過した場合 行使可能割合：100%

- (3) 本新株予約権者は、本新株予約権を、下記 乃至 に掲げる期間において、下記 乃至 に掲げる割合を限度として行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき 1 個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

平成32年11月 1 日から平成33年10月31日まで

本新株予約権者が付与を受けた新株予約権の総数の 4 分の 1

平成33年11月 1 日から平成34年10月31日まで

本新株予約権者が付与を受けた新株予約権の総数の 4 分の 2

平成34年11月 1 日から平成35年10月31日まで

本新株予約権者が付与を受けた新株予約権の総数の 4 分の 3

平成35年11月 1 日から行使期間の最終日まで

本新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数のすべて

- (4) 本新株予約権者は、新株予約権を行使する時まで継続して、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- (5) 本新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
 - (6) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (7) 本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
5. 新株予約権の行使条件は以下の通りであります。
- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、新株予約権を行使することができず、かつ、要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より新株予約権の付与を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)のみが新株予約権を行使できることとする。
 - (2) 新株予約権者は、平成32年10月期乃至平成34年10月期のいずれかの期において、当社損益計算書に記載された営業利益(当社が連結財務諸表を作成することとなった場合には、連結営業利益を参照する。)の額が下記 乃至 に掲げる各水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうちそれぞれ定められた割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を上限として、権利を行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に 1 個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。また、参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合や決算期を変更する場合等これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

営業利益が3,000百万円を超過した場合	行使可能割合：50%
営業利益が4,000百万円を超過した場合	行使可能割合：75%
営業利益が5,000百万円を超過した場合	行使可能割合：100%
 - (3) 新株予約権者は、新株予約権を、下記 乃至 に掲げる期間において、下記 乃至 に掲げる割合を限度として行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき 1 個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

平成33年11月1日から平成34年10月31日まで
新株予約権者が付与を受けた新株予約権の総数の 4 分の 1
平成34年11月1日から平成35年10月31日まで
新株予約権者が付与を受けた新株予約権の総数の 4 分の 2
平成35年11月1日から平成36年10月31日まで
新株予約権者が付与を受けた新株予約権の総数の 4 分の 3
平成36年11月1日から行使期間の最終日まで
新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数のすべて
 - (4) 本新株予約権者は、新株予約権を行使する時まで継続して、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (5) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - (6) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (7) 本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
6. 第4回及び第5回新株予約権は、税理士佐野比呂之を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日において当社が受益者として指定した者に交付されます。

【注記事項】

（四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）

（税金費用の計算）

税金費用については、当第2四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

（四半期貸借対照表関係）

当社は、資金調達の安定性を高めるため、取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	当第2四半期会計期間 (平成30年4月30日)
コミットメントライン極度額	280,000千円
借入実行残高	267,100
借入未実行残高	12,900

（四半期損益計算書関係）

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自平成29年11月1日 至平成30年4月30日)
従業員給料及び手当	299,771千円
広告宣伝費	192,554
役員報酬	89,400
採用教育費	68,782
地代家賃	66,896
法定福利費	63,250

（四半期キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自平成29年11月1日 至平成30年4月30日)
現金及び預金勘定	1,085,429千円
預入期間が3か月を超える定期預金	600
現金及び現金同等物	1,084,829

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間(自平成29年11月1日至平成30年4月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成29年11月1日及び同年12月18日付で第三者割当による自己株式処分を行いました。この結果、第2四半期累計期間において、資本剰余金が299,713千円増加し、自己株式が15,687千円減少しており、当第2四半期会計期間末において、資本剰余金が381,788千円、自己株式が60,678千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、「Renosy」事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自平成29年11月1日 至平成30年4月30日)
1株当たり四半期純利益金額	47円63銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	171,180
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	171,180
普通株式の期中平均株式数(株)	3,593,540
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年2月28日開催の臨時株主総会決議による第4回新株予約権 新株予約権の数 2,500個 (普通株式 50,000株) ・平成30年2月28日開催の臨時株主総会決議による第5回新株予約権 新株予約権の数 5,000個 (普通株式 100,000株)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は平成30年4月11日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	31,536	14,893	-	46,429	6,245	3,103	40,184
機械及び装置	1,235	-	-	1,235	1,235	163	0
車両運搬具	1,212	962	-	2,175	1,533	320	641
工具、器具及び備品	17,433	14,360	-	31,794	11,258	6,395	20,536
リース資産	-	13,380	8,233	5,147	500	500	4,646
有形固定資産計	51,418	43,597	8,233	86,782	20,773	10,483	66,009
無形固定資産							
商標権	151	69	-	220	17	15	203
ソフトウェア	15,253	57,593	-	72,846	16,665	12,106	56,180
ソフトウェア仮勘定	43,598	57,577	52,221	48,954	-	-	48,954
リース資産	7,903	5,484	-	13,387	2,410	2,410	10,976
無形固定資産計	66,906	120,723	52,221	135,408	19,093	14,532	116,314
長期前払費用	7,435	1,671	-	9,107	1,866	1,200	7,241

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	大阪支社内装工事	14,893千円
工具、器具及び備品	社員の業務用PC	8,185千円
リース資産	複合機等	13,380千円
ソフトウェア	「Renosyソフトウェア」	52,221千円
ソフトウェア仮勘定	「Renosyソフトウェア」	57,577千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	83,471	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	72,636	74,748	1.87	-
1年以内に返済予定のリース債務	3,726	6,250	2.72	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	292,951	154,775	1.85	平成30年～35年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	13,623	20,527	2.67	平成32年～35年
合計	466,407	256,300	-	-

(注) 1. 平均利率については、当期末残高に対する加重平均金利を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	6,422	6,599	4,454	2,388
長期借入金	60,720	47,679	26,261	18,397

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,100	885	-	1,100	885
アフター保証引当金	-	4,669	-	-	4,669
転貸損失引当金	1,765	1,514	412	727	2,140
空室損失引当金	52,167	-	9,606	23,114	19,446

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、回収による取崩額であります。

2. 転貸損失引当金の「当期減少額(その他)」は、契約終了による取崩額であります。

3. 空室損失引当金の「当期減少額(その他)」は、空室率改善による取崩額であります。

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2)【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ.現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	15,230
預金	
普通預金	439,841
通知預金	1,030
定期積立預金	4,600
小計	445,471
合計	460,702

ロ.売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
一般顧客(入居者・賃貸管理事業)	885
合計	885

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
2,228	346,117	347,460	885	99.7	1.6

八．完成工事未収入金
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
一般顧客(個人・リノベーション事業)	4,780
合計	4,780

完成工事未収入金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
-	95,328	90,548	4,780	94.9	9.1

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

二．販売用不動産

地域別	面積(㎡)	金額(千円)
東京都	162.68	96,891
合計	162.68	96,891

ホ．未成工事支出金

区分	金額(千円)
リノベーション物件	3,354
合計	3,354

ヘ．貯蔵品

区分	金額(千円)
印紙・切手	1,165
合計	1,165

ト．前渡金

区分	金額(千円)
物件仕入代金	46,850
合計	46,850

固定資産

イ. 敷金及び保証金

区分	金額(千円)
本社事務所敷金	104,022
大阪支社敷金	6,636
その他	6,295
合計	116,954

流動負債

イ. 工事未払金

相手先	金額(千円)
リノベーション工事代金	14,198
その他	21
合計	14,219

ロ. 未払金

相手先	金額(千円)
給与手当	41,673
(株)レイノス	12,132
役員報酬	9,791
GMOメディア(株)	3,952
(株)Kuze Studio	2,974
その他	30,802
合計	101,327

ハ. 未払法人税等

区分	金額(千円)
未払法人税等	89,286
合計	89,286

ニ. 預り金

区分	金額(千円)
賃貸管理物件預り金	63,389
所得税、住民税、社会保険料	23,844
その他	1,285
合計	88,519

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年11月1日から翌年10月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3ヶ月以内
基準日	毎年10月31日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	毎年10月31日 毎年4月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	-
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	当社の公告の方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 https://www.ga-tech.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1．当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、「社債、株式等の振替に関する法律」第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
- 2．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 3．当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数（株）	価格（単価）（円）	移動理由
平成28年 2月29日	株式会社SY ホールディングス 代表取締役 湯藤 善行	東京都渋谷 区広尾一丁 目1番39号	特別利害関係 者等 （大株主上位 10名）	株式会社 Global GA(現 株式会社GA technologies) 代表取締役 樋口 龍	東京都渋谷 区広尾一丁 目1番39号	提出会社	32,500	50,700,000 (1,560) (注)4	移動前所有者の売却意向による
平成28年 3月1日	株式会社SY ホールディングス 代表取締役 湯藤 善行	東京都渋谷 区広尾一丁 目1番39号	特別利害関係 者等 （大株主上位 10名）	合同会社GGA 代表取締役 樋口 龍	東京都渋谷 区広尾一丁 目1番39号	特別利害関係 者等 （大株主上位 10名・役員等 により総株主 の議決権の過 半数を所有さ れている会社）	32,500	62,400,000 (1,920) (注)4	移動前所有者の売却意向による
平成28年 11月30日	みずほキャピ タル株式会社 代表取締役 齊藤 肇	東京都千代 田区内幸町 一丁目2番 1号	特別利害関係 者等 （大株主上位 10名）	みずほ成長支 援第2号投資 事業有限責任 組合 無限責任組合 員 みずほキャピ タル株式会社 代表取締役 齊藤 肇	東京都千代 田区内幸町 一丁目2番 1号	特別利害関係 者等 （大株主上位 10名）	2,094	14,993,040 (7,160) (注)4	移動後所有者のファンド設立による移動前所有者の希望のため

(注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズ市場への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の既定に基づき、当社の特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成27年11月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（の部）」に記載することとされております。

2. 当社は同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称ならびに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者

役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員

(4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る）並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社

4. 移動価格は、DCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）方式により算出した価格を勘案し、当事者間で協議の上、決定した価格であります。

5. 平成30年3月15日開催の取締役会決議により、平成30年4月11日付で普通株式1株を20株に株式分割しております。移動株数及び価格（単価）は、当該株式分割前の内容を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	株式	株式
発行(処分)年月日	平成28年8月18日	平成28年8月18日	平成29年7月13日
種類	普通株式	普通株式	普通株式
発行(処分)数	12,569株	6,284株	6,378株
発行(処分)価格	7,160円 (注)4	7,160円 (注)4	7,160円 (注)4
資本組入額	7,160円	-	-
発行(処分)価額の総額	89,994,040円	44,993,440円	45,666,480円
資本組入額の総額	89,994,040円	-	-
発行(処分)方法	第三者割当	第三者割当の方法による 自己株式の処分	第三者割当の方法による 自己株式の処分
保有期間等に関する確約	-	-	(注)2

項目	株式	株式	株式
発行(処分)年月日	平成29年10月30日	平成29年11月1日	平成29年12月18日
種類	普通株式	普通株式	普通株式
発行(処分)数	425株	5,300株	3,000株
発行(処分)価格	38,000円 (注)4	38,000円 (注)4	38,000円 (注)4
資本組入額	-	-	-
発行(処分)価額の総額	16,150,000円	201,400,000円	114,000,000円
資本組入額の総額	-	-	-
発行(処分)方法	第三者割当の方法による 自己株式の処分	第三者割当の方法による 自己株式の処分	第三者割当の方法による 自己株式の処分
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)2	(注)2

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成29年5月15日	平成29年5月15日	平成30年1月30日
種類	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式7,000株	普通株式9,005株	普通株式1,630株
発行価格	7,160円 (注) 5	7,160円 (注) 5	38,000円 (注) 5
資本組入額	3,580円	3,580円	19,000円
発行価額の総額	50,120,000円	64,475,800円	61,940,000円
資本組入額の総額	25,060,000円	32,237,900円	30,970,000円
発行方法	平成29年5月12日開催の臨時株主総会において、会社法第236条及び第238条の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）の付与に関する決議を行っております。	平成29年5月12日開催の臨時株主総会において、会社法第236条及び第238条の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）の付与に関する決議を行っております。	平成30年1月29日開催の定時株主総会において、会社法第236条及び第238条の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 3	(注) 3	(注) 3

項目	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成30年3月9日	平成30年3月9日
種類	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式2,500株	普通株式5,000株
発行価格	38,000円 (注) 5	38,000円 (注) 5
資本組入額	19,000円	19,000円
発行価額の総額	95,000,000円	190,000,000円
資本組入額の総額	47,500,000円	95,000,000円
発行方法	平成30年2月28日開催の臨時株主総会において、会社法第236条及び第238条の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）の付与に関する決議を行っております。	平成30年2月28日開催の臨時株主総会において、会社法第236条及び第238条の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 3	(注) 3

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

- (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員または従業員等に報酬として新株予約権の割当を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当を受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理または受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、平成29年10月31日であります。
2. 同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
3. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当を受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当を受けた新株予約権を、原則として、割当を受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
4. 発行価格は、DCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）方式を基に、当事者間の協議により決定した価格であります。
5. 発行価格は、DCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）方式により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。
6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりであります。

	新株予約権	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき7,160円	1株につき7,160円	1株につき38,000円
行使期間	平成29年5月26日から 平成39年5月11日まで	平成31年5月16日から 平成39年5月11日まで	平成32年1月31日から 平成40年1月11日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載しております。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載しております。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載しております。

	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき38,000円	1株につき38,000円
行使期間	平成32年8月1日から 平成40年3月8日まで	平成33年8月1日から 平成40年3月8日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載しております。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載しております。

7. 平成30年3月15日開催の取締役会決議により、平成30年4月11日付で普通株式1株を20株に株式分割しておりますが、上記の発行処分数、発行処分価格、資本組入額及び行使時の払込金額は、当該株式分割前の内容を記載しております。

2【取得者の概況】

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
株式会社インベスターズクラウド (現 株式会社TATERU) 代表取締役 古木 大咲 資本金 601百万円	東京都渋谷区神宮前一丁目5番8号	建設業	10,475	75,001,000 (7,160)	-
みずほキャピタル株式会社 代表取締役 齊藤 肇 資本金 902百万円	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	投資業	2,094	14,993,040 (7,160)	-

(注) 1. 株式会社インベスターズクラウド及びみずほキャピタル株式会社は、当該第三者割当増資により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。

2. 平成30年3月15日開催の取締役会決議により、平成30年4月11日付で普通株式1株を20株に株式分割しておりますが、上記の割当株数及び価格は、当該株式分割前の割当株数及び価格を記載しております。

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
株式会社インベスターズクラウド (現 株式会社TATERU) 代表取締役 古木 大咲 資本金 601百万円	東京都渋谷区神宮前一丁目5番8号	建設業	6,284	44,993,440 (7,160)	-

(注) 1. 株式会社インベスターズクラウドは、当該第三者割当の方法による自己株式の処分により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。

2. 平成30年3月15日開催の取締役会決議により、平成30年4月11日付で普通株式1株を20株に株式分割しておりますが、上記の割当株数及び価格は、当該株式分割前の割当株数及び価格を記載しております。

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
久野良木 健	東京都世田谷区	会社役員	6,378	45,666,480 (7,160)	当社顧問

(注) 1. 久野良木健は、当該第三者割当の方法による自己株式の処分により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。また、平成30年1月30日付で当社社外取締役に選任されております。

2. 平成30年3月15日開催の取締役会決議により、平成30年4月11日付で普通株式1株を20株に株式分割しておりますが、上記の割当株数及び価格は、当該株式分割前の割当株数及び価格を記載しております。

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
スガシタパートナーズ株式会社 代表取締役 菅下 清廣 資本金45百万円	東京都千代田区永田 町二丁目11番1号	コンサルティング業	425	16,150,000 (38,000)	-

- (注) 1. スガシタパートナーズ株式会社は、当該第三者割当の方法による自己株式の処分により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。
2. 平成30年3月15日開催の取締役会決議により、平成30年4月11日付で普通株式1株を20株に株式分割しておりますが、上記の割当株数及び価格は、当該株式分割前の割当株数及び価格を記載しております。

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
NTTインベストメント・パートナーズファンド投資事業組合 無限責任組合員 株式会社NTTドコモベンチャーズ 代表取締役 中山 俊樹 資本金50百万円	東京都港区赤坂一丁目12番32号	投資業	5,300	201,400,000 (38,000)	-

- (注) 1. NTTインベストメント・パートナーズファンド投資事業組合は、当該第三者割当の方法による自己株式の処分により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。
2. 平成30年3月15日開催の取締役会決議により、平成30年4月11日付で普通株式1株を20株に株式分割しておりますが、上記の割当株数及び価格は、当該株式分割前の割当株数及び価格を記載しております。

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
株式会社チェンジ 代表取締役兼執行役員会長 神保 吉寿 資本金225百万円	東京都港区虎ノ門三丁目17番1号 TOKYU REIT 虎ノ門ビル6階	情報・通信業	3,000	114,000,000 (38,000)	-

- (注) 1. 株式会社チェンジは、当該第三者割当の方法による自己株式の処分により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。
2. 平成30年3月15日開催の取締役会決議により、平成30年4月11日付で普通株式1株を20株に株式分割しておりますが、上記の割当株数及び価格は、当該株式分割前の割当株数及び価格を記載しております。

新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
樋口 大	東京都渋谷区	会社役員	7,000	50,120,000 (7,160)	特別利害関係者等(当社の取締役)

(注)平成30年3月15日開催の取締役会決議により、平成30年4月11日付で普通株式1株を20株に株式分割しておりますが、上記の割当株数及び価格は、当該株式分割前の割当株数及び価格を記載しております。

新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
清水 雅史	東京都港区	会社役員	4,200	30,072,000 (7,160)	特別利害関係者等(当社の取締役)
渡辺 正志	東京都杉並区	会社員	2,250	16,110,000 (7,160)	当社の従業員
平川 秀年	東京都武蔵野市	会社役員	1,000	7,160,000 (7,160)	特別利害関係者等(当社の取締役)
藤原 義久	埼玉県さいたま市南区	会社役員	15	107,400 (7,160)	特別利害関係者等(当社の取締役)

(注)1.新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員(特別利害関係者等を除く)15名、割当株式総数1,540株に関する記載は省略しております。
2.渡辺正志は平成29年11月1日付で当社取締役CF0に選任されております。
3.平成30年3月15日開催の取締役会決議により、平成30年4月11日付で普通株式1株を20株に株式分割しておりますが、上記の割当株数及び価格は、当該株式分割前の割当株数及び価格を記載しております。

新株予約権

全て新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員(特別利害関係者等を除く)であるため、記載を省略しております。なお、従業員数は36名、割当株式総数1,630株であります。

新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
佐野 比呂之	千葉県浦安市	税理士	2,500	95,000,000 (38,000)	当社の社外協力者(顧問税理士)

(注)1.当社の顧問税理士であり、時価発行新株予約権信託の受託者として発行しております。
2.平成30年3月15日開催の取締役会決議により、平成30年4月11日付で普通株式1株を20株に株式分割しておりますが、上記の割当株数及び価格は、当該株式分割前の割当株数及び価格を記載しております。

新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
佐野 比呂之	千葉県浦安市	税理士	5,000	190,000,000 (38,000)	当社の社外協力者 (顧問税理士)

(注) 1. 当社の顧問税理士であり、時価発行新株予約権信託の受託者として発行しております。

2. 平成30年3月15日開催の取締役会決議により、平成30年4月11日付で普通株式1株を20株に株式分割しておりますが、上記の割当株数及び価格は、当該株式分割前の割当株数及び価格を記載しております。

3【取得者の株式等の移動状況】

「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式 数の割合 (%)
樋口 龍 1、2	東京都港区	1,900,000	39.97
合同会社GGA 1、4	東京都港区青山一丁目3番1号	930,000	19.56
株式会社GA technologies 7	東京都渋谷区広尾一丁目1番39号	642,260	13.51
株式会社TATERU 1	東京都渋谷区神宮前一丁目5番8号	335,180	7.05
清水 雅史 1、3	東京都港区	184,000 (84,000)	3.87 (1.77)
佐野 比呂之 5	千葉県浦安市	150,000 (150,000)	3.16 (3.16)
樋口 大 3	東京都渋谷区	140,000 (140,000)	2.94 (2.94)
久多良木 健 1、3	東京都世田谷区	127,560	2.68
NTTインベストメント・パートナーズ ファンド投資事業組合 1	東京都港区赤坂一丁目12番32号	106,000	2.23
株式会社チェンジ 1	東京都港区虎ノ門三丁目17番1号	60,000	1.26
渡辺 正志 3	東京都杉並区	45,000 (45,000)	0.95 (0.95)
みずほ成長支援第2号投資事業有限責任組 合 1	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	41,880	0.88
平川 秀年 3	東京都武蔵野市	20,000 (20,000)	0.42 (0.42)
石田 雄一 6	東京都港区	10,000 (10,000)	0.21 (0.21)
川崎 総一郎 6	東京都武蔵野市	10,000 (10,000)	0.21 (0.21)
飯田 修三 6	東京都渋谷区	9,000 (9,000)	0.19 (0.19)
スガシタパートナーズ株式会社 1	東京都千代田区永田町二丁目11番1号	8,500	0.18
クック ジュリアン聖也 6	東京都目黒区	7,000 (7,000)	0.15 (0.15)
多田 悠佑 6	東京都杉並区	5,000 (5,000)	0.11 (0.11)
齋藤 憲則 6	東京都渋谷区	4,000 (4,000)	0.08 (0.08)
豊田 龍次 6	東京都渋谷区	2,400 (2,400)	0.05 (0.05)
高橋 悠 6	東京都渋谷区	1,600 (1,600)	0.03 (0.03)
稲本 浩久 6	神奈川県横浜市青葉区	1,000 (1,000)	0.02 (0.02)
佐藤 直之 6	東京都港区	1,000 (1,000)	0.02 (0.02)
橋本 武彦 6	神奈川県川崎市中原区	1,000 (1,000)	0.02 (0.02)
山本 佳奈子 6	東京都渋谷区	1,000 (1,000)	0.02 (0.02)
小林 賢一郎 6	神奈川県川崎市幸区	1,000 (1,000)	0.02 (0.02)
竹村 太志 6	東京都港区	600 (600)	0.01 (0.01)
尹 英俊 6	東京都港区	600 (600)	0.01 (0.01)
横田 棕 6	大阪府大阪市西区	600 (600)	0.01 (0.01)
吉村 健太郎 6	東京都品川区	600 (600)	0.01 (0.01)
若尾 直道 6	東京都目黒区	600 (600)	0.01 (0.01)
農里 将司 6	東京都渋谷区	400 (400)	0.01 (0.01)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式 数の割合 (%)
櫻下 脩斗 6	東京都杉並区	400 (400)	0.01 (0.01)
頭土 麻里子 6	東京都渋谷区	300 (300)	0.01 (0.01)
白田 秀人 6	東京都世田谷区	300 (300)	0.01 (0.01)
浦谷 信一郎 6	埼玉県戸田市	300 (300)	0.01 (0.01)
大本 賢吾 6	東京都港区	300 (300)	0.01 (0.01)
杉本 章人 6	神奈川県藤沢市	300 (300)	0.01 (0.01)
高木 宏昌 6	千葉県八千代市	300 (300)	0.01 (0.01)
永野 さくら 6	東京都渋谷区	300 (300)	0.01 (0.01)
中山 賢人 6	大阪府大阪市西区	300 (300)	0.01 (0.01)
藤原 義久 3	埼玉県さいたま市南区	300 (300)	0.01 (0.01)
吉原 達也 6	東京都墨田区	300 (300)	0.01 (0.01)
谷中 亜衣 6	大阪府大阪市福島区	300 (300)	0.01 (0.01)
浅野 雄 6	神奈川県横浜市都筑区	200 (200)	0.00 (0.00)
大久保 豊 6	東京都荒川区	200 (200)	0.00 (0.00)
清水 絢子 6	東京都目黒区	200 (200)	0.00 (0.00)
白井 宏樹 6	千葉県柏市	200 (200)	0.00 (0.00)
程 祥 6	千葉県習志野市	200 (200)	0.00 (0.00)
富本 耀月 6	東京都品川区	200 (200)	0.00 (0.00)
永瀬 公輔 6	大阪府大阪市北区	200 (200)	0.00 (0.00)
永守 賢吉 6	東京都豊島区	200 (200)	0.00 (0.00)
根岸 直希 6	東京都世田谷区	200 (200)	0.00 (0.00)
長谷川 将司 6	神奈川県横浜市青葉区	200 (200)	0.00 (0.00)
三島 健太郎 6	埼玉県川口市	200 (200)	0.00 (0.00)
宮下 健 6	大阪府大阪市北区	200 (200)	0.00 (0.00)
山本 光哉 6	東京都港区	200 (200)	0.00 (0.00)
計	-	4,754,080 (502,700)	100.0 (10.57)

- (注) 1. 特別利害関係者等（大株主上位10名）
2. 特別利害関係者等（当社代表取締役）
3. 特別利害関係者等（当社取締役）
4. 特別利害関係者等（役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社）
5. 当社の顧問税理士であり、「時価発行新株予約権信託」（第4・5回新株予約権）の受託者であります。
6. 当社従業員
7. 自己株式
8. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
9. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月12日

株式会社GA technologies

取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 真一郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 政人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社GA technologiesの平成28年11月1日から平成29年10月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社GA technologiesの平成29年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月12日

株式会社GA technologies

取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 真一郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 政人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社GA technologiesの平成27年11月1日から平成28年10月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社GA technologiesの平成28年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年6月12日

株式会社GA technologies

取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 真一郎指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 政人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社GA technologiesの平成29年11月1日から平成30年10月31日までの第6期事業年度の第2四半期会計期間(平成30年2月1日から平成30年4月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成29年11月1日から平成30年4月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社GA technologiesの平成30年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。